

平成27年

グラフで見る神奈川県下における

労働災害の現状

神奈川県労働局労働基準部編

目 次

1	労働災害の推移	折表
	労働災害による死傷者数の年次別推移 (図1-1)	
	労働災害による死亡者数の年次別推移 (図1-2)	
2	業種別災害比率	3
	業種別休業4日以上の死傷者数 (図2-1)	
	業種別死亡者数 (図2-2)	
3	業種別労働災害の推移	4
	業種別休業4日以上の死傷者数の推移 (図3-1-1)	
	平成19年を基準として指数化 (図3-1-2)	
	業種別死亡者数の推移 (図3-2-1)	5
	平成19年を基準として指数化 (図3-2-2)	
	第12次労働災害防止推進計画において増加傾向にあるとした業種の死傷者数の推移 (図3-3)	6
	「図3-1-1」で示した業種以外の業種の死傷者数の推移 (図3-4)	
4	事故の型別災害発生状況	7
	事故の型別休業4日以上の死傷者割合 (図4-1)	
	事故の型別死亡者割合 (図4-2)	
	(1)死傷災害の概要 (図4-3)	8
	(2)死亡災害の概要 (図4-4)	
	(3)食料品製造業死傷災害 (図4-5)	9
	(4)第三次産業死傷災害	
	ア 小売業 (図4-6)	
	イ 通信業 (図4-7)	
	ウ 社会福祉施設 (図4-8)	
	エ 飲食店 (図4-9)	10
	(5)陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業および陸上貨物取扱業) (図4-10)	
	(6)建設業 (図4-11)	
	(7)災害多発業種	
	ア ビルメンテナンス業 (図4-12)	
	イ 産業廃棄物処理業 (図4-13)	11
	ウ 警備業 (図4-14)	
5	起因物別災害発生状況	12
	(1)概要	
	起因物別休業4日以上の死傷者割合 (図5-1)	
	起因物別死亡者割合 (図5-2)	
	(2)食料品製造業死傷災害 (図5-3)	13
	(3)第三次産業死傷災害	
	ア 小売業 (図5-4)	
	イ 通信業 (図5-5)	
	ウ 社会福祉施設 (図5-6)	
	エ 飲食店 (図5-7)	14
	(4)陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業および陸上貨物取扱業) (図5-8)	
	(5)建設業 (図5-9)	
	(6)災害多発業種	
	ア ビルメンテナンス業 (図5-10)	
	イ 産業廃棄物処理業 (図5-11)	15
	ウ 警備業 (図5-12)	
6	年齢階層別災害発生状況	16
	年齢階層別休業4日以上の死傷者数 (図6-1)	
	年齢階層別死亡者数 (図6-2)	
	業種別50歳以上の労働者の割合 (図6-3)	
7	経験年数別災害発生状況	17
	経験年数1年未満の労働者の割合 (図7)	
8	交通労働災害発生状況	18
	交通労働災害による死亡者数の推移 (図8-1)	
	業種別死亡者数 (過去5年間) (図8-2)	
9	業務上疾病発生状況	19
	業務上疾病者数の年次別推移 (図9-1)	
	その他の業務上疾病の内訳 (図9-2)	
	業務上疾病による死亡災害 (平成22～26年) (図9-3)	20
	腰痛災害発生状況 (図9-4)	
10	労災保険給付等状況 (脳・心臓疾患および精神障害)	21
	脳・心臓疾患の労災補償状況 (図10-1)	
	精神障害等の労災補償状況 (図10-2)	
11	健康診断結果	22
	定期健康診断有所見者率の推移 (図11-1)	
	特殊健康診断有所見者率の推移 (図11-2)	
12	第12次労働災害防止推進計画の概要	23
13	労働災害と事業者責任	27
14	平成26年に発生した死亡災害の概要	28
15	平成26年に発生した重大災害の概要 (安全関係)	33
16	平成26年に発生した重大災害の概要 (労働衛生関係)	34

はじめに

神奈川県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数は、昭和54年以降は概ね減少傾向にありましたが平成22年以降は増加傾向に転じました。平成26年は6,639件と前年に比べ154件、2.4%増加しており、多くの業種で減少から増加に転じてしまいました。特に増加が顕著だった業種としては陸上貨物運送事業、製造業、清掃・と畜業、小売業等となっています。

死亡者数は、長期的には減少傾向にあり、平成20年に過去最少の44人まで減少してから平成21年、平成22年が52人、平成23年が54人と増加傾向に転じましたが、平成24年は46人、平成25年は44人と減少し、さらに平成26年は対前年比12人減の32人と過去最小値となりました。業種的には平成25年に5人と多発した警備業がゼロに転じたのをはじめ非工業的業種が減少している中、製造業では8人と前年の5人から増加に転じ、建設業も12人と前年の13人とほとんど変わらない状況でした。

事故の型別で見ると、死亡災害では建設業を中心に多発した墜落・転落がトップで、交通事故、はさまれ・巻き込まれが続いています。死傷災害では転倒、墜落・転落、動作の反動・無理な動作の順となっており、特に転倒は前年からの増加率が大きくなっています。

職業性疾病による休業4日以上の死傷者数は、平成26年は557人と前年と比べ3人減少しましたが、このうち災害性腰痛は、429人と全体の77%を占めています。また、死亡者数は、平成26年は5人と平成25年の6人より1人減少しています。

精神障害や脳・心臓疾患による労災補償請求件数は、平成25年度は精神障害133件(前年比プラス42件)、脳・心臓疾患62件(前年比プラス4件)と増加しています。そのうち、支給を決定した件数は、精神障害30件、脳・心臓疾患16件となっていることから、メンタルヘルス不調及び過重労働による健康障害の防止に努める必要があります。

こういった分析結果にたち、神奈川労働局では、「第12次労働災害防止推進計画」(期間 平成25年度～平成29年度)を推進しております。この計画の目標の実現のためには、事業者が法令に基づく措置を履行し、労働者が働く環境と作業の具体的な危険性・有害性ごとのリスクの低減措置を検討し実施することが必要です。

事業者、関係者の皆様には今一度基本に立ち戻っていただき、基本的な安全衛生対策の実施並びにリスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの確立を含めた自主的な安全衛生活動の展開をお願い申し上げます。

平成27年5月

神奈川労働局労働基準部

当局の事前の書面による承諾なく、販売目的で本出版物のいかなる部分も、いかなる様式でも、および電子的、電氣的、磁気テープ、機械的、写真複写、またはその他のいかなる手段を問わず、転載、情報検索システムへの保存、および伝達を禁止します。

労働災害とは

労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

(労働安全衛生法第2条第1号)

事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

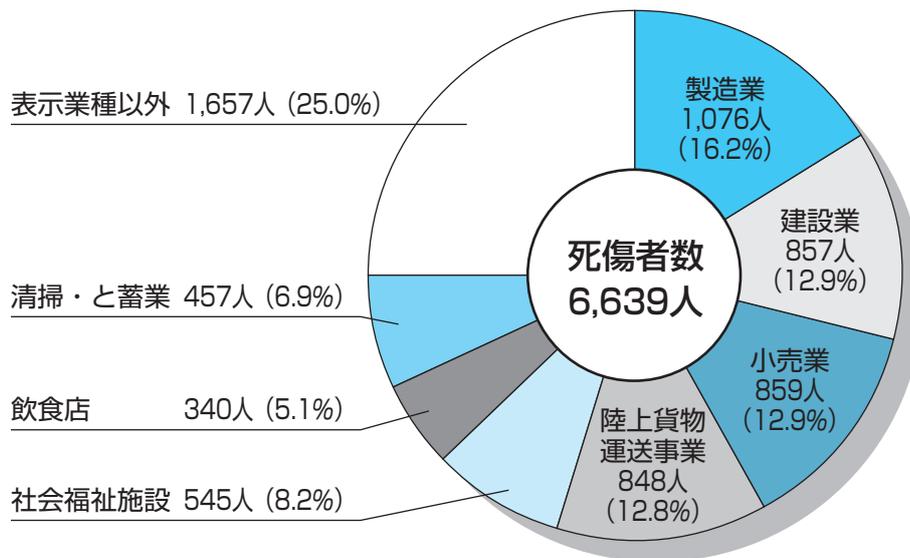
(労働安全衛生法第3条第1項)

2 業種別災害比率

休業4日以上之死傷者数を業種別に見ると、製造業が最も多く1,076人(16.2%)、建設業857人(12.9%)、小売業859人(12.9%)、陸上貨物運送事業848人(12.8%)であり、この4業種で約55%を占めています。(図2-1)

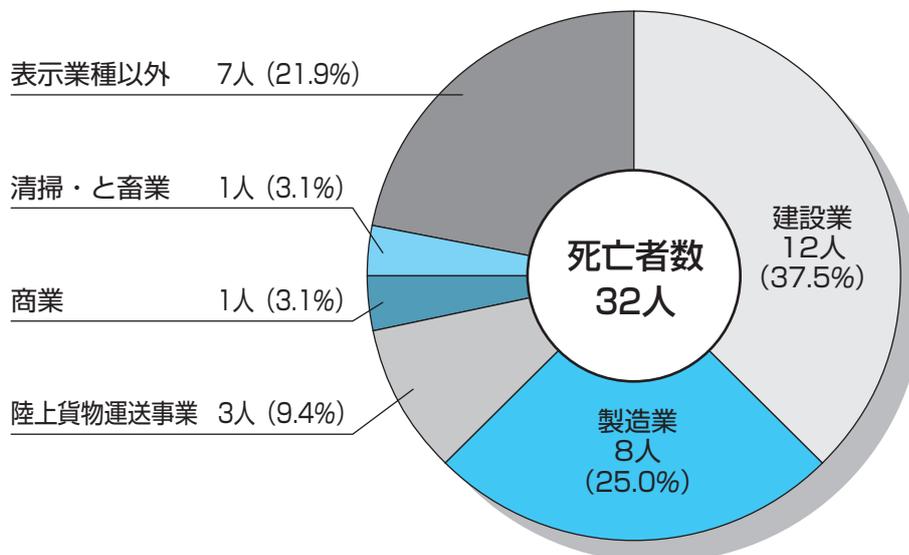
死亡者数を業種別に見ると、建設業が最も多く12人(37.5%)、次いで製造業8人(25.0%)で、この2業種で、約63%を占めています。(図2-2)

図2-1 業種別休業4日以上之死傷者数



(平成26年 神奈川労働局労働者死傷病報告)

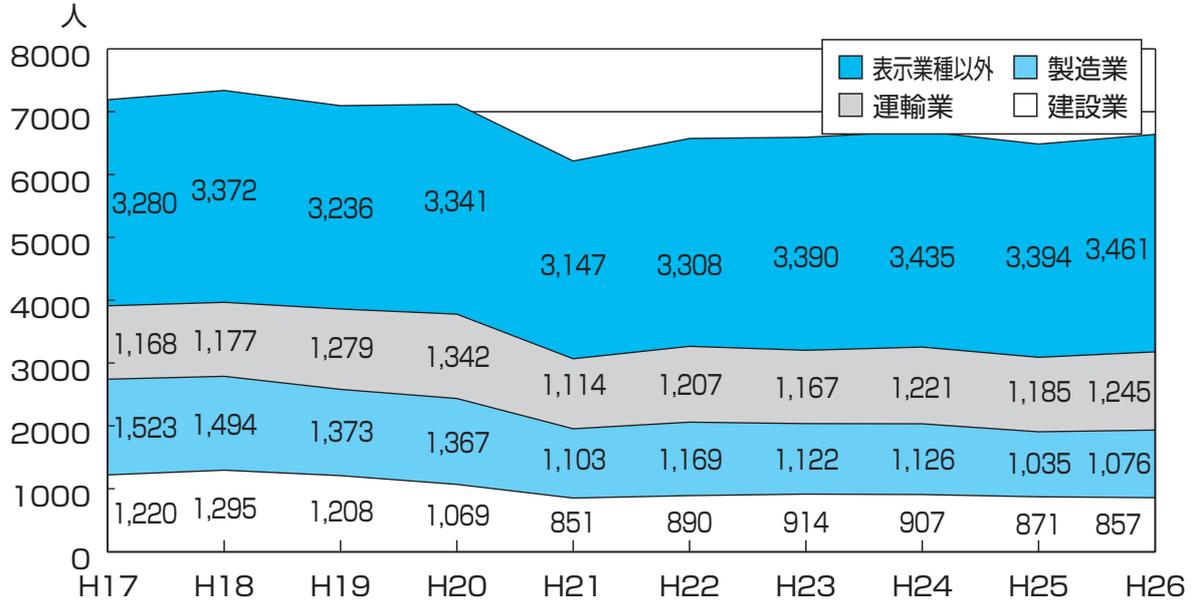
図2-2 業種別死亡者数



(平成26年 神奈川労働局死亡災害報告)

3 業種別労働災害の推移

図3-1-1 業種別休業4日以上死傷者数の推移



(神奈川労働局労働者死傷病報告)
* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

図3-1-2 平成19年を基準として指数化

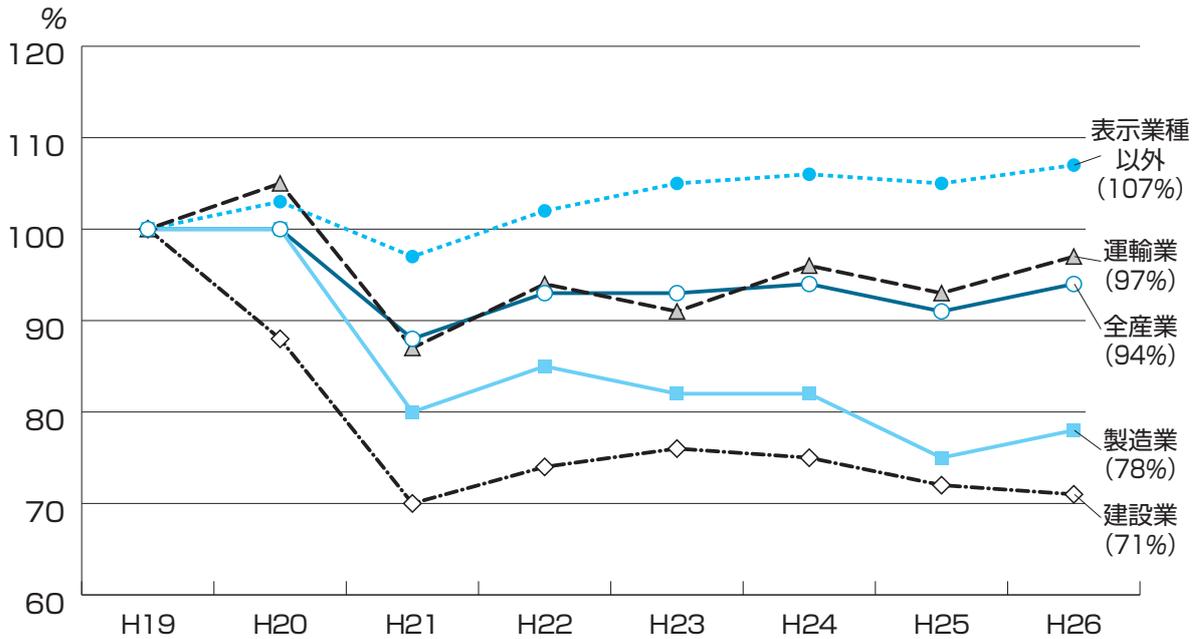
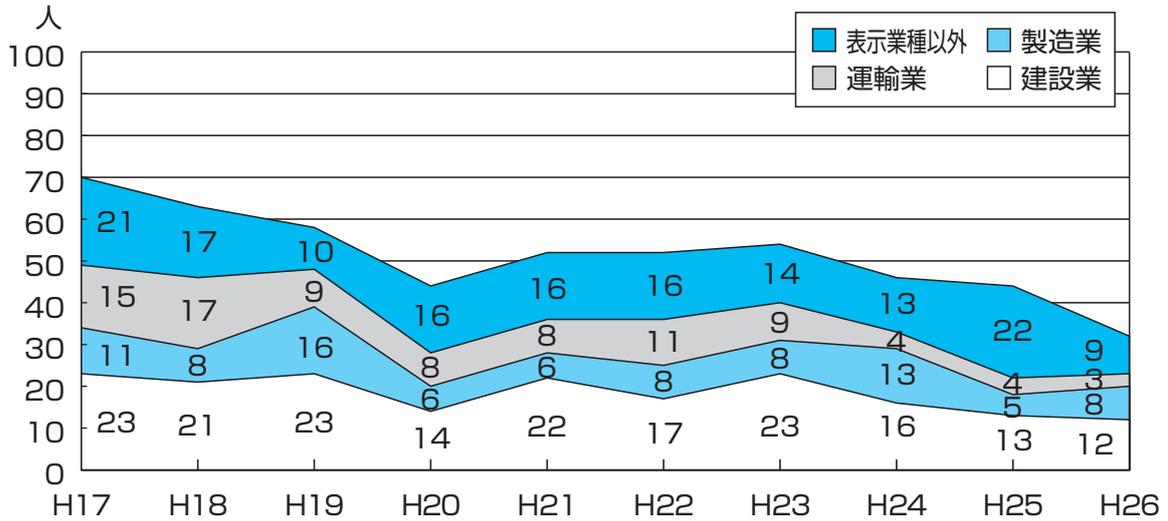
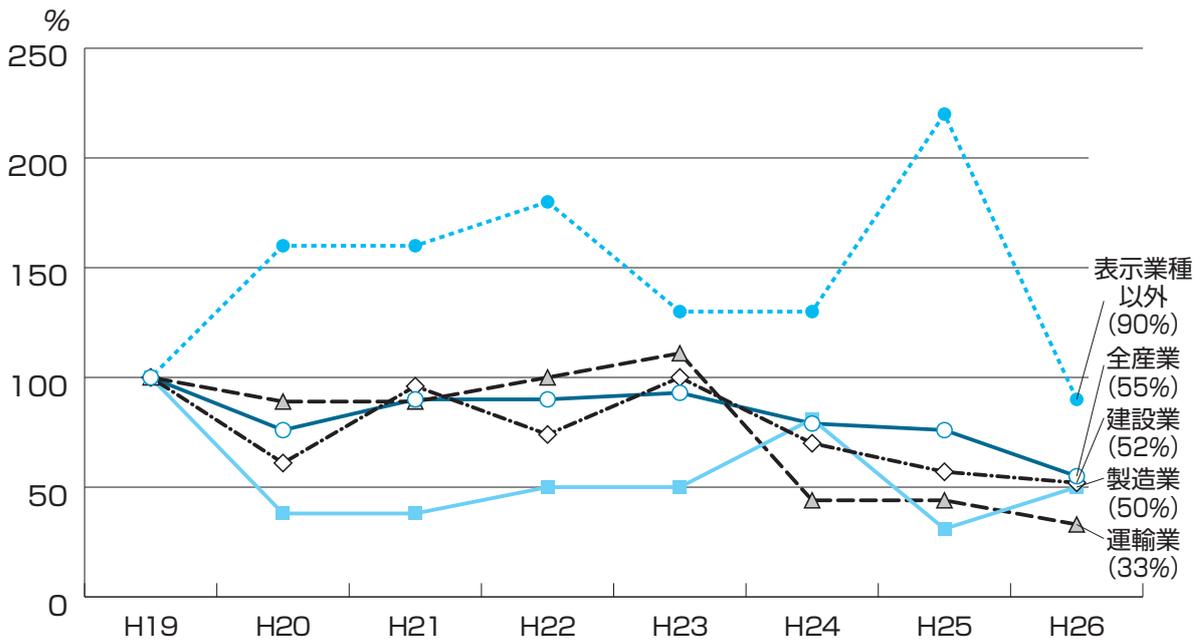


図3-2-1 業種別死亡者数の推移



(神奈川県労働局死亡災害報告)
* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

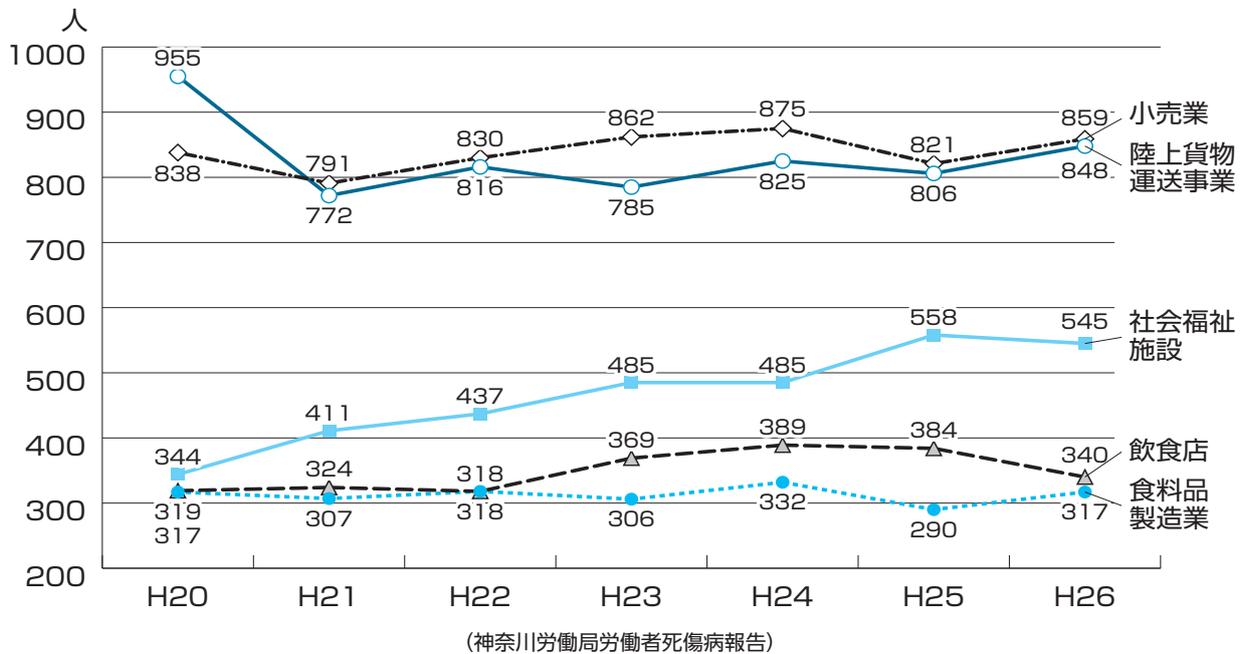
図3-2-2 平成19年を基準として指数化



次表には第12次労働災害防止推進計画において重点業種としてあげた増加多発傾向にある業種について、平成20年からの推移を示しました。

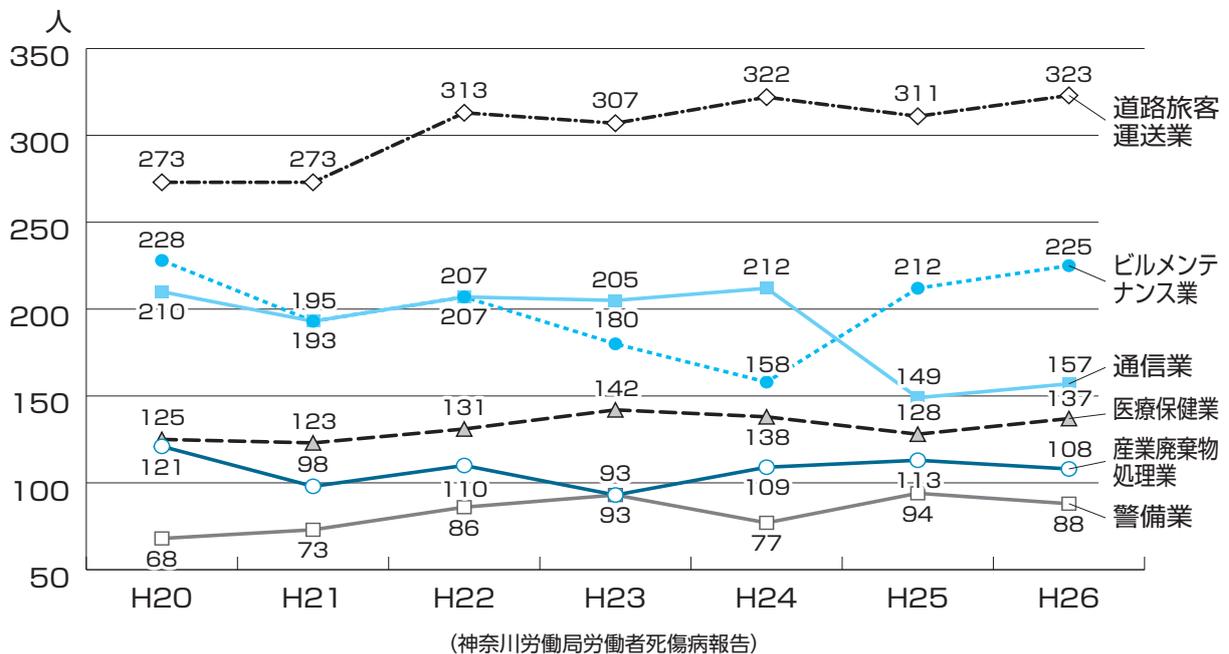
平成26年度は、重点業種のうち小売業、陸上貨物運送事業、食料品製造業で災害が多発しています。(図3-3)

図3-3 第12次労働災害防止推進計画において増加傾向にあるとした業種の死傷者数の推移



次表に、図3-1-1において示した業種以外の業種のうち多発傾向にある業種について、平成20年からの推移を示しました。道路旅客運送業は増加後、横ばいの傾向を示しています。通信業は横ばい傾向の後、平成25年に大きく減少しました。ビルメンテナンス業は減少傾向から増加に転じています。医療保健業、産業廃棄物処理業及び警備業は横ばいの傾向が見られます。

図3-4 「図3-1-1」で示した業種以外の業種の死傷者数の推移



4 事故の型別災害発生状況

全産業の休業4日以上死傷災害を事故の型別に分類すると、転倒(23.4%)、墜落・転落(15.3%)、動作の反動・無理な動作(15.0%)の順となっています。(図4-1)

全産業の死亡災害を事故の型別に分類すると、墜落・転落(34.4%)、交通事故(道路)(18.8%)、はさまれ・巻き込まれ(15.6%)、激突され(6.3%)の順になっています。(図4-2)

業種別で見ると製造業では、はさまれ・巻き込まれが、建設業では墜落・転落が高い状況になっています。

図4-1 事故の型別休業4日以上死傷者割合

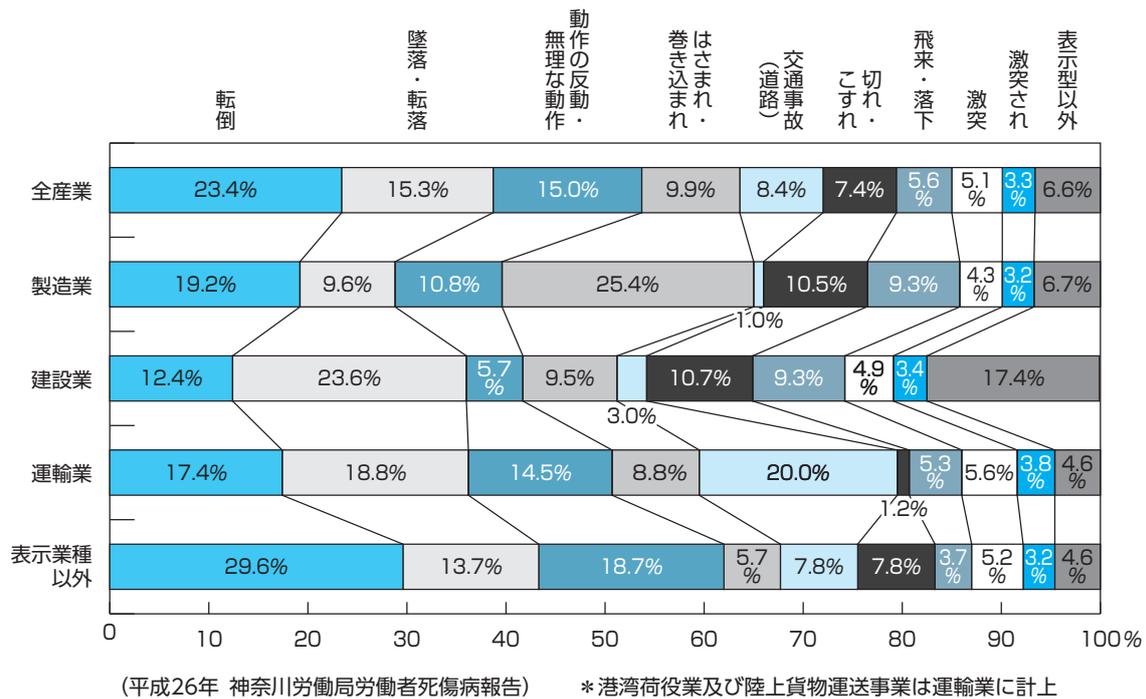
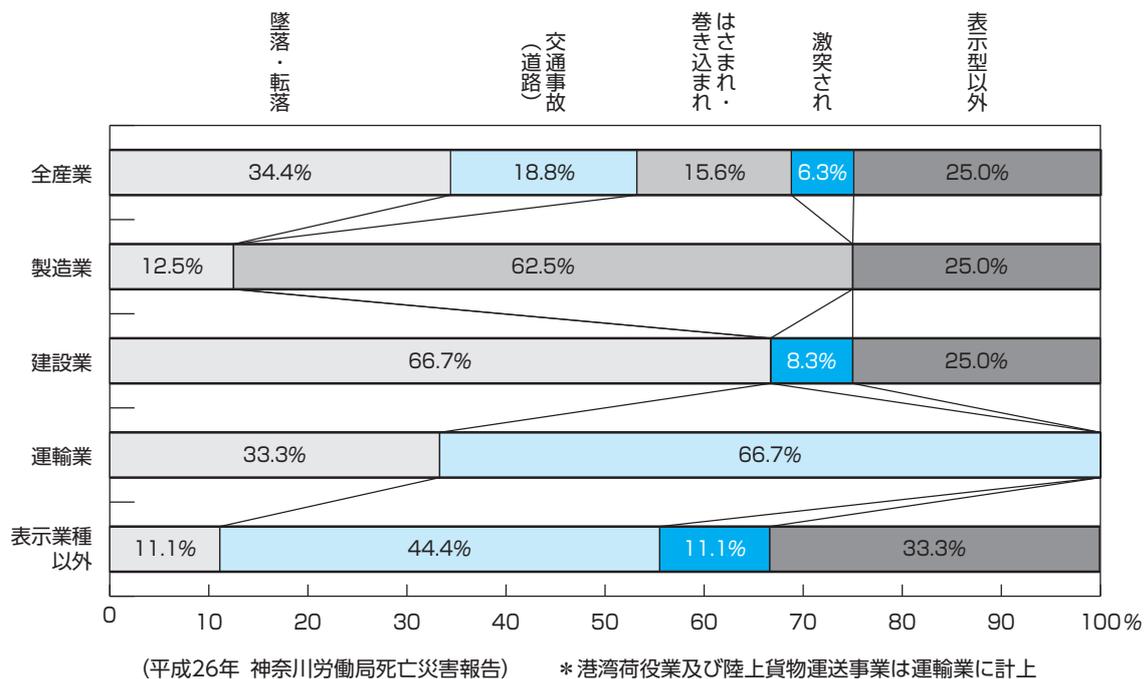
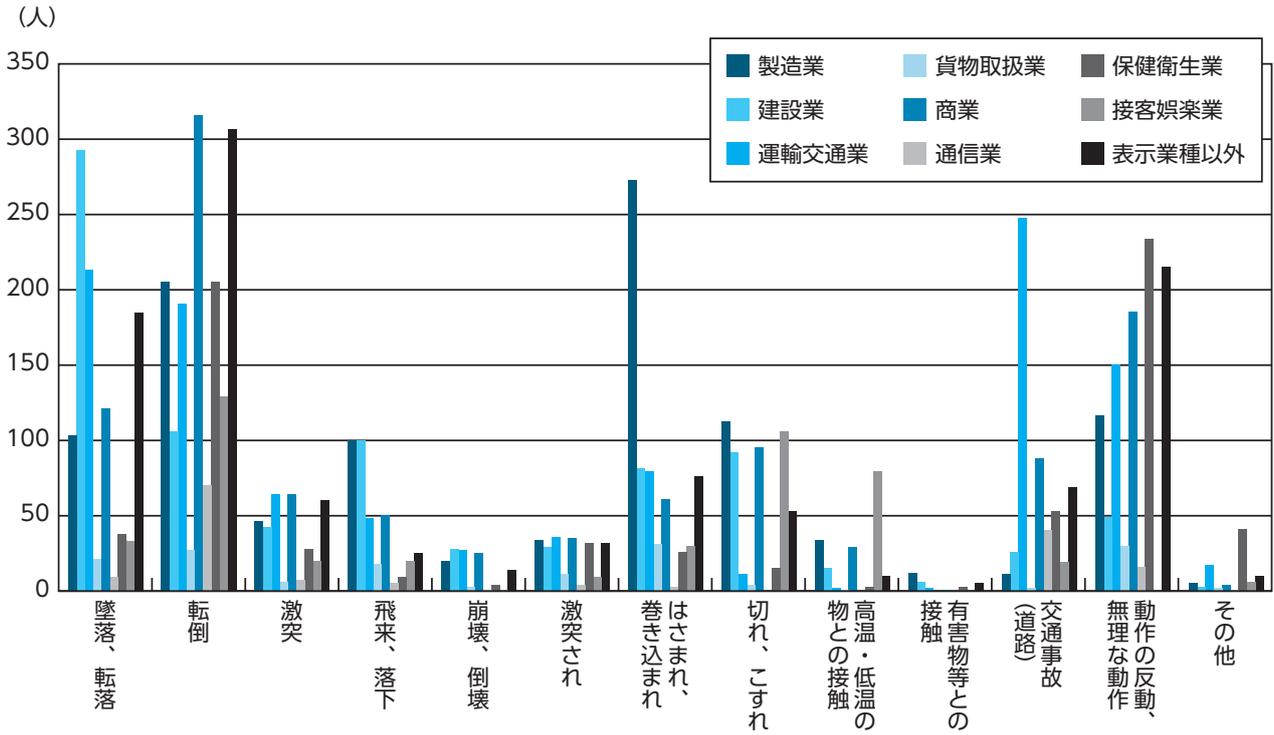


図4-2 事故の型別死亡者割合

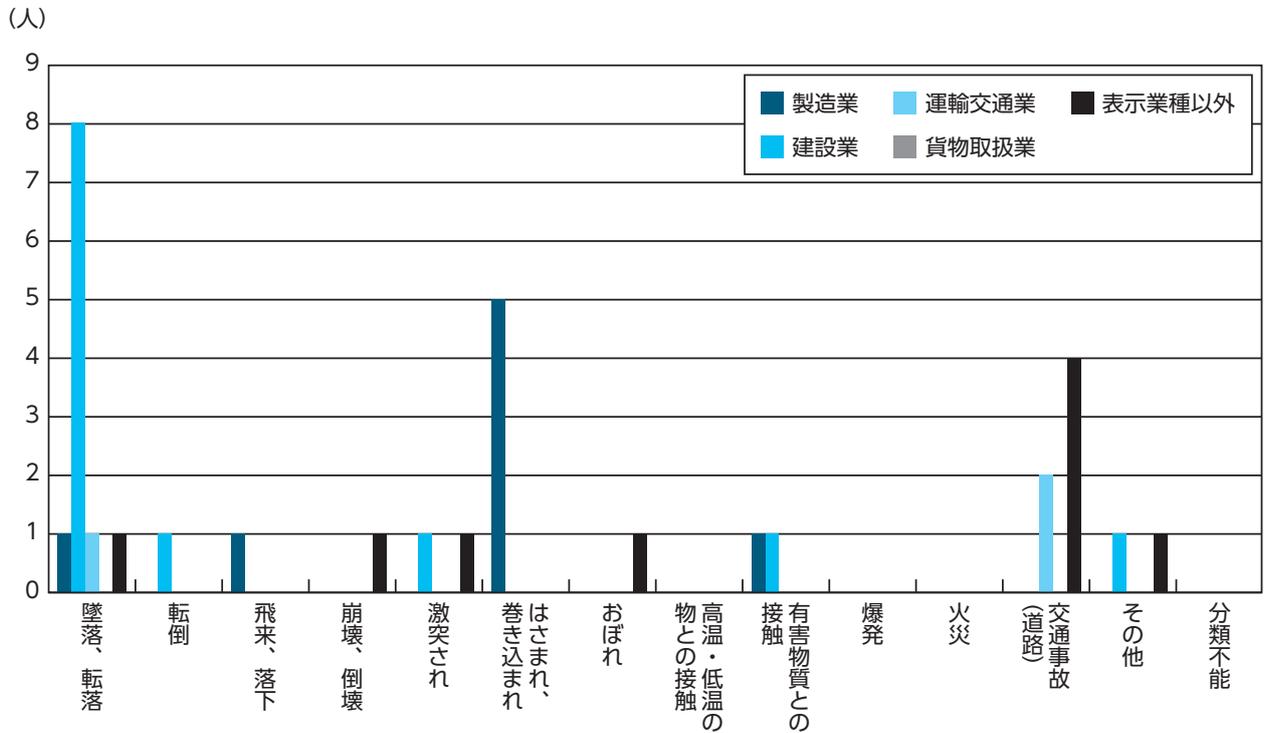


(1)死傷災害の概要 (図4-3)



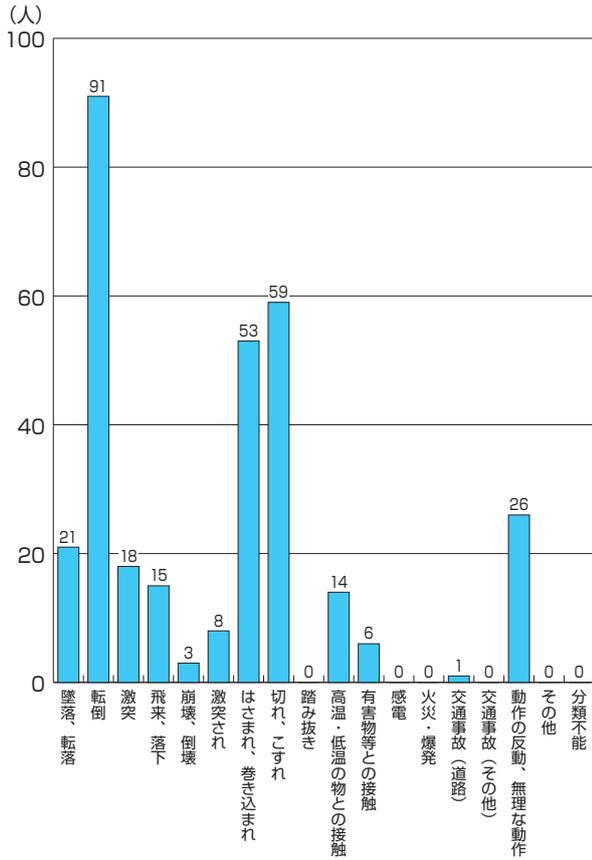
(平成26年 神奈川県労働局労働者死傷病報告)

(2)死亡災害の概要 (図4-4)

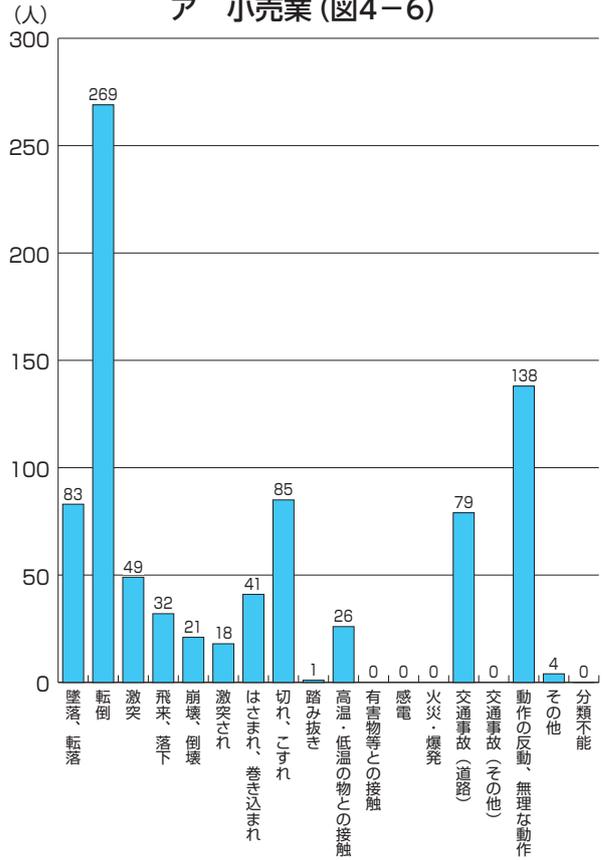


(平成26年 神奈川県労働局死亡災害報告)

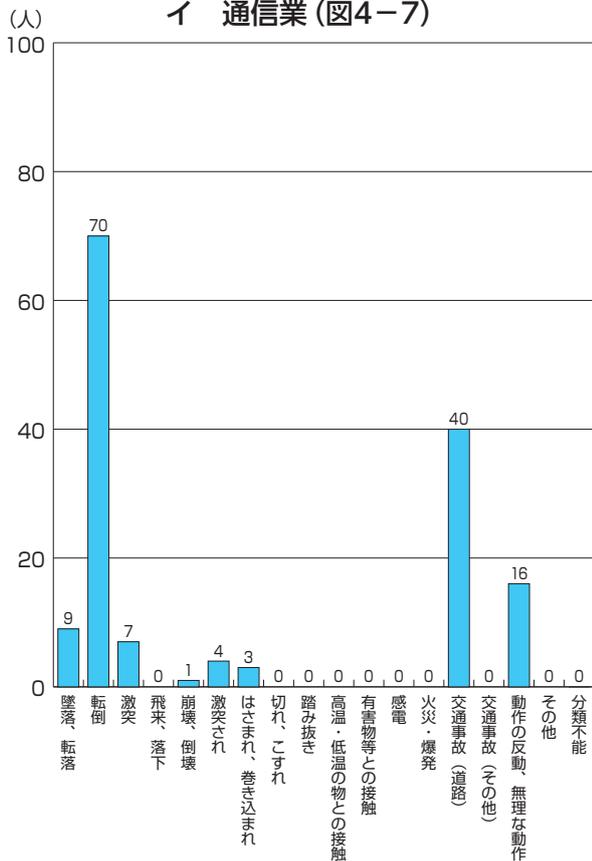
(3) 食料品製造業死傷災害 (図4-5)



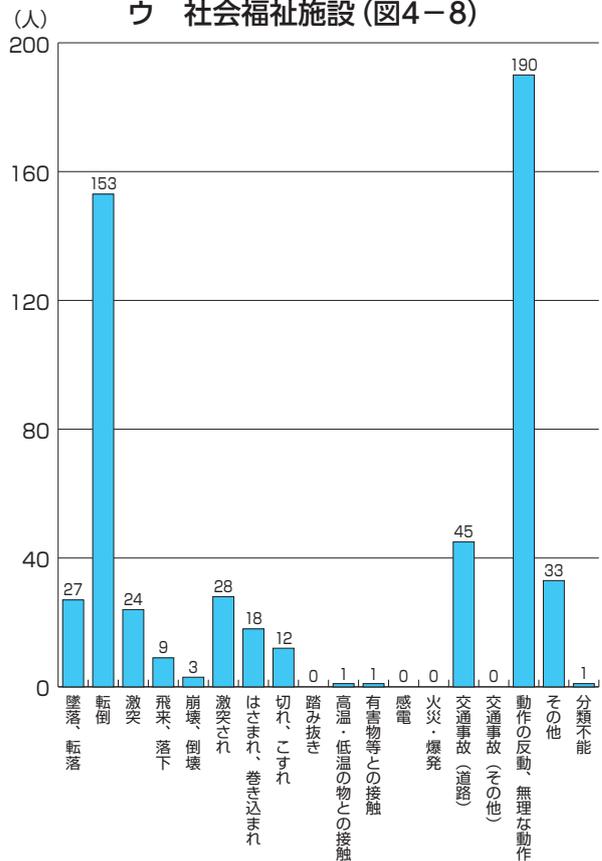
(4) 第三次産業死傷災害
ア 小売業 (図4-6)

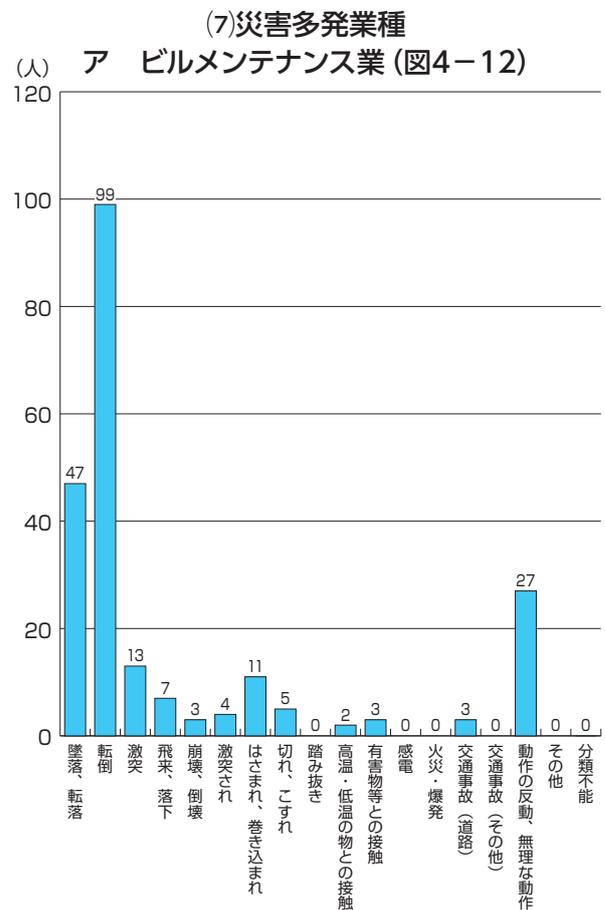
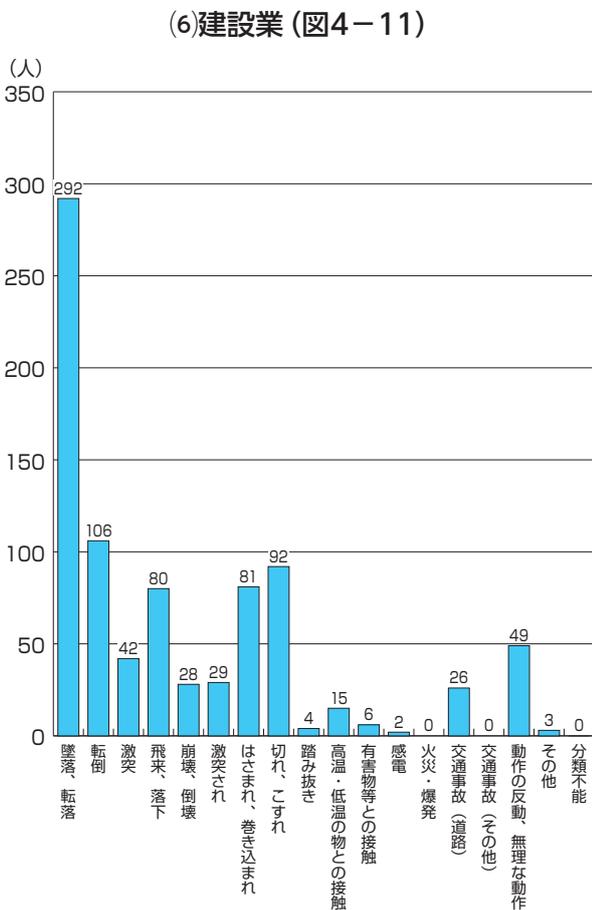
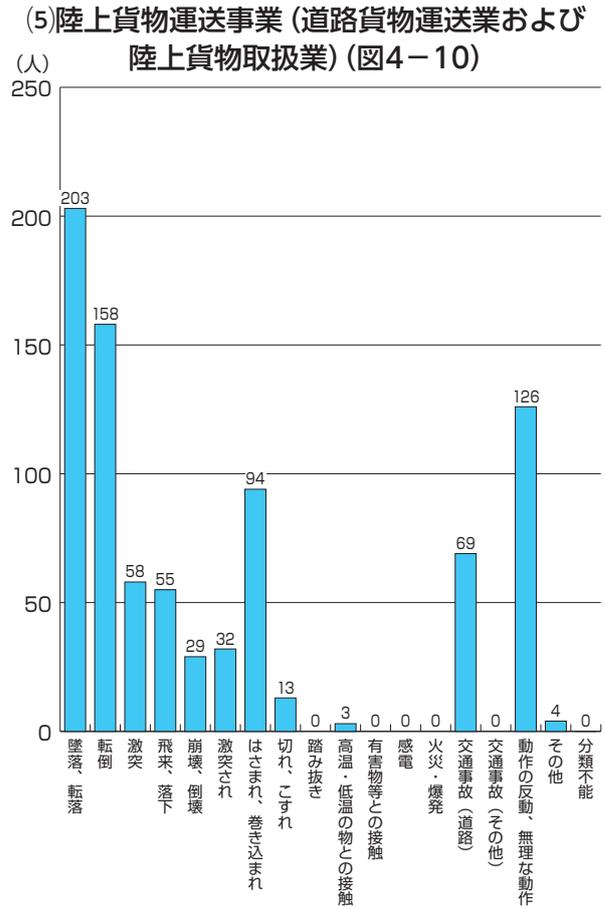
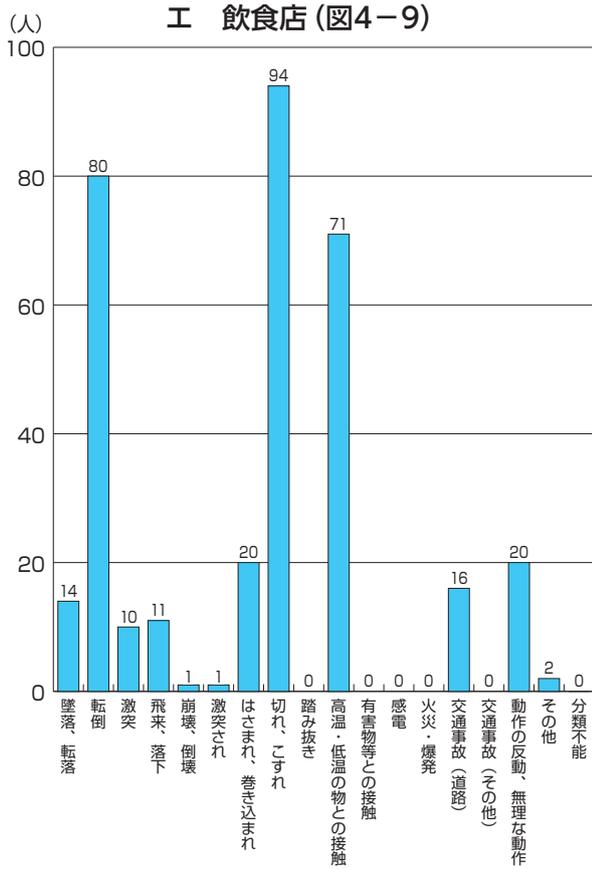


イ 通信業 (図4-7)

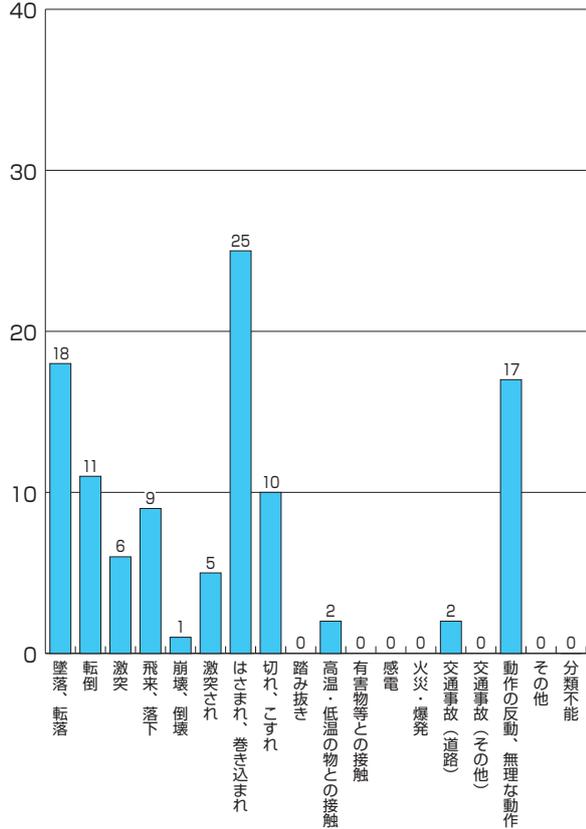


ウ 社会福祉施設 (図4-8)

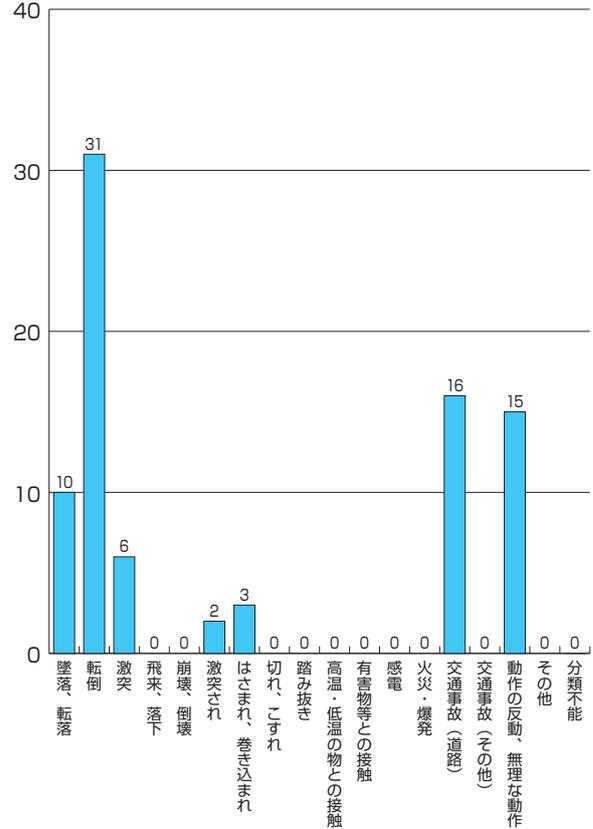




イ 産業廃棄物処理業 (図4-13)



ウ 警備業 (図4-14)



(平成26年 神奈川労働局労働者死傷病報告)

STOP!

転倒災害プロジェクト

神奈川2015

「滑り」「つまづき」「踏み外し」等による転倒災害を防止しましょう。



全ての作業従事者に労働災害防止を意識してもらうために、“Safe Work”の標語で安全作業を確認しましょう。

5 起因物別災害発生状況

全産業の休業4日以上の死傷災害を起因物別に分類すると、仮設物・建築物・構築物等(25.9%)、その他の装置等(22.7%)、物上げ装置・運搬機械(19.9%)の順であり(図5-1)、死亡災害は、物上げ装置・運搬機械(34.4%)、仮設物・建築物・構築物等(34.4%)、動力機械(12.5%)の順になっています。(図5-2)

死傷災害、死亡災害ともに製造業の災害を全産業と比較すると、動力機械に起因する災害の割合が高く、建設業の場合は、仮設物・建築物・構築物等に起因する災害の割合が高くなっています。また、運輸業の場合は、物上げ装置・運搬機械に起因する災害の割合が高くなっています。

(1)概要

図5-1 起因物別休業4日以上の死傷者割合

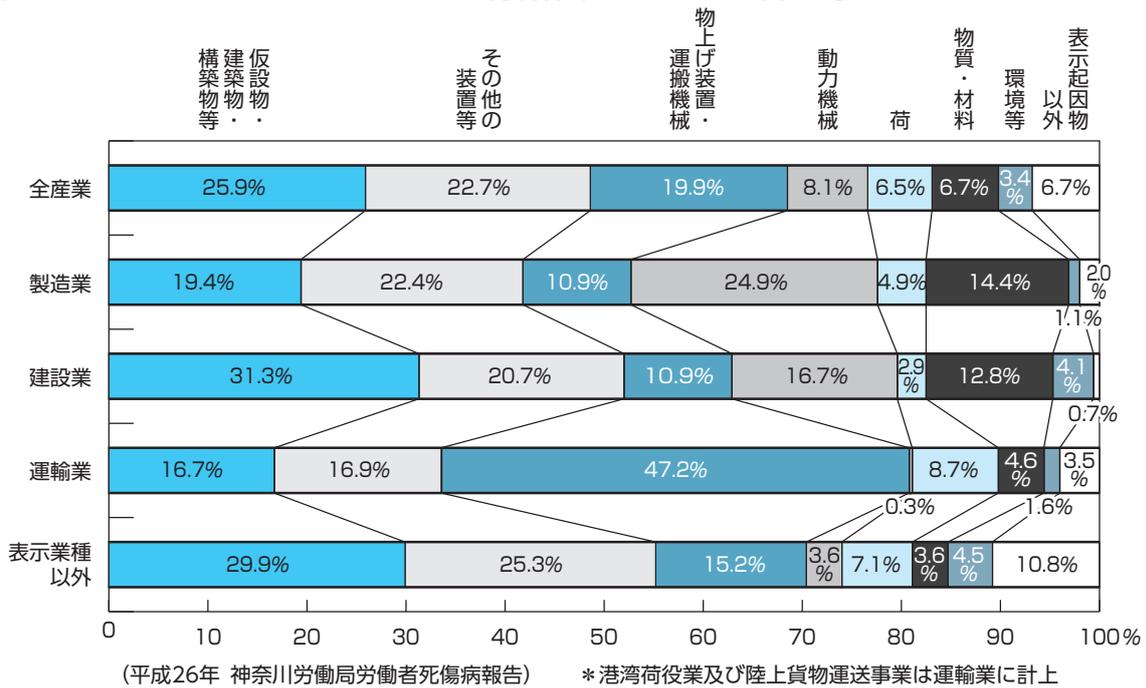
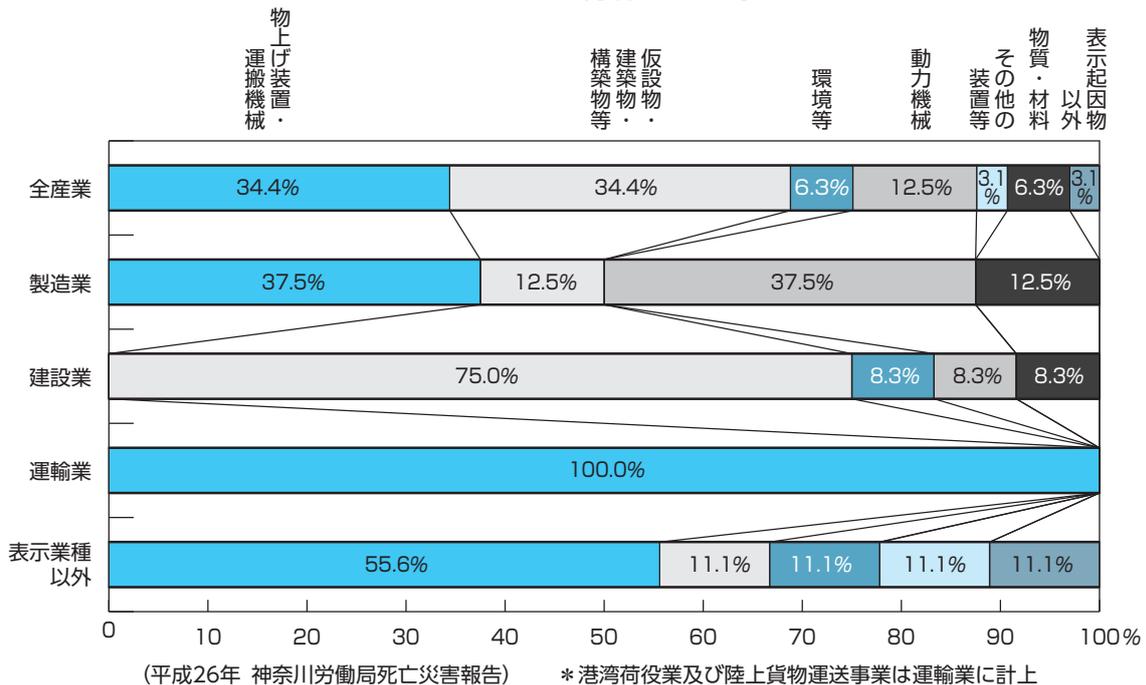
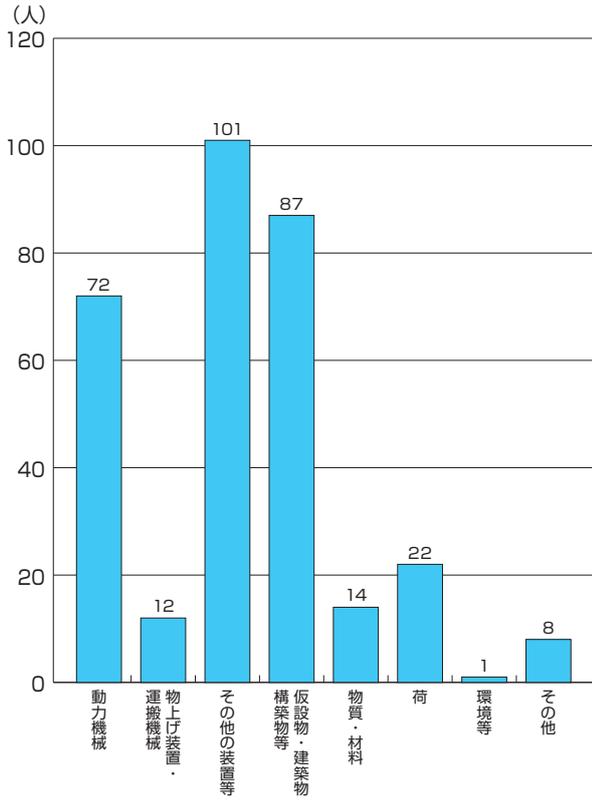


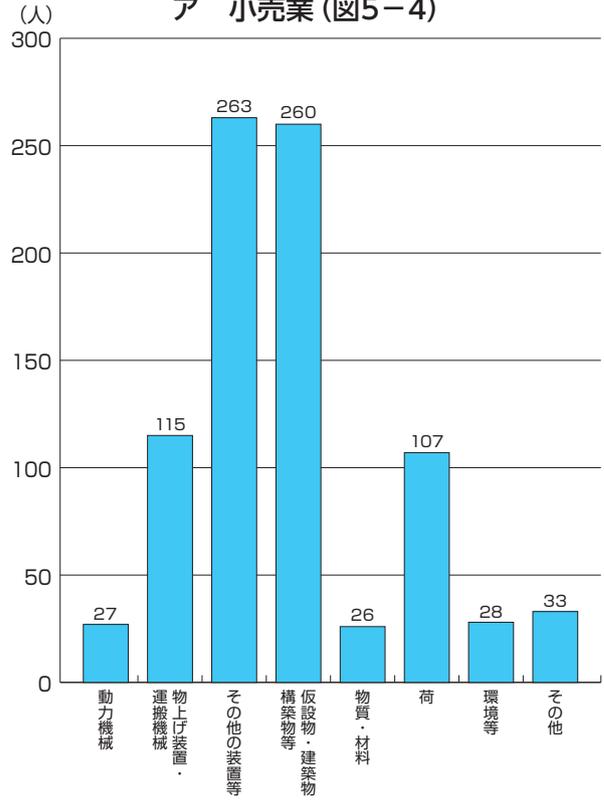
図5-2 起因物別死亡者割合



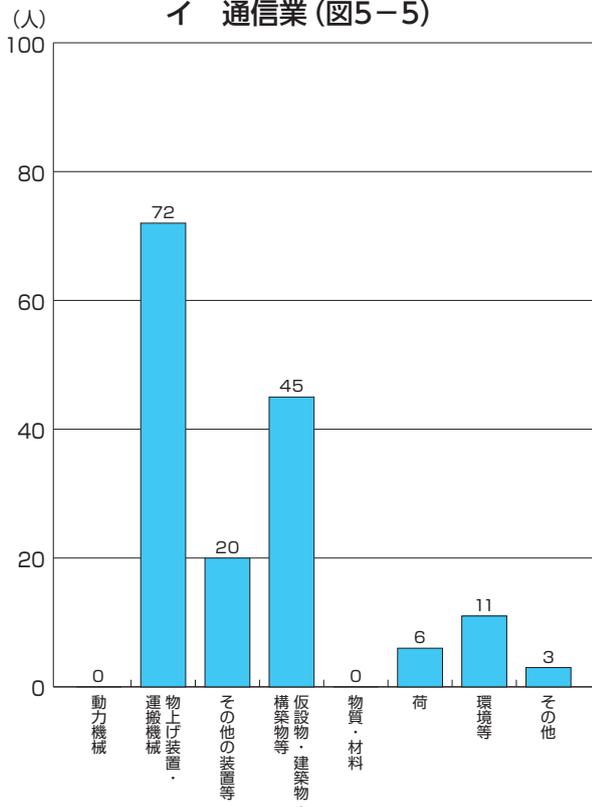
(2)食料品製造業死傷災害 (図5-3)



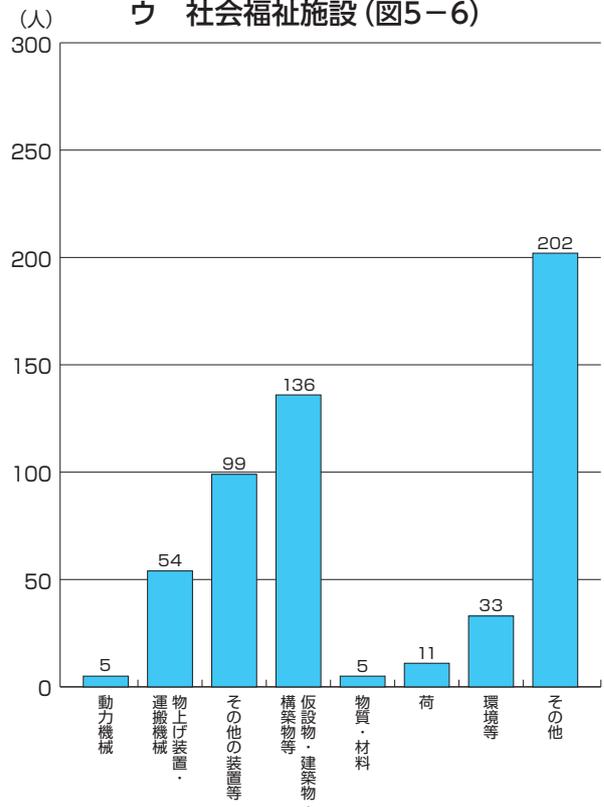
(3)第三次産業死傷災害
ア 小売業 (図5-4)

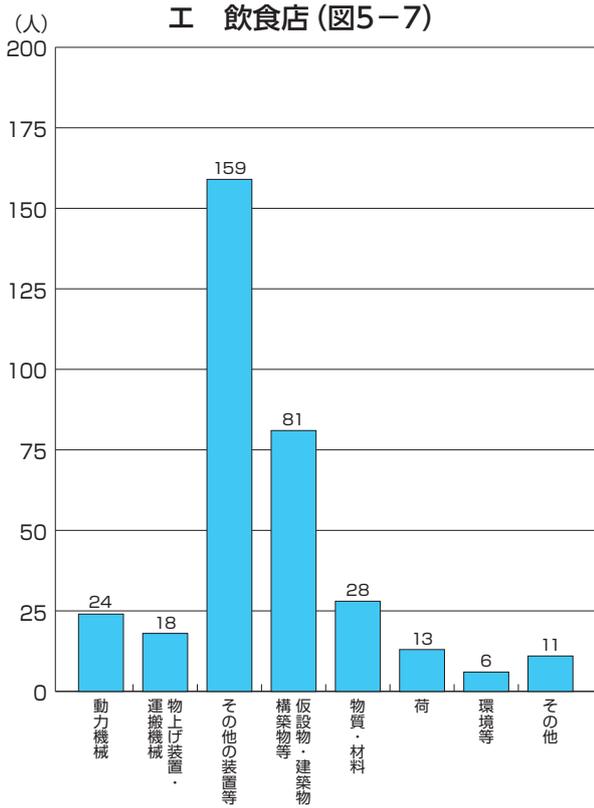


イ 通信業 (図5-5)

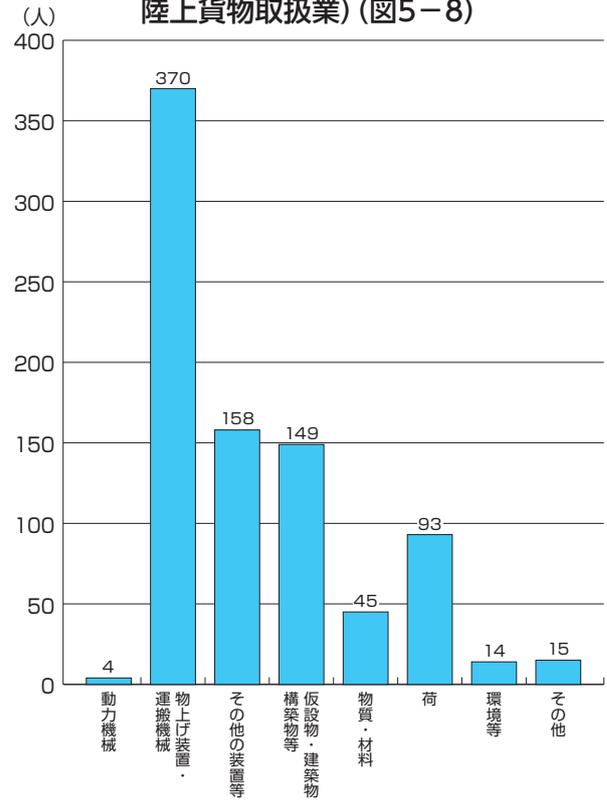


ウ 社会福祉施設 (図5-6)

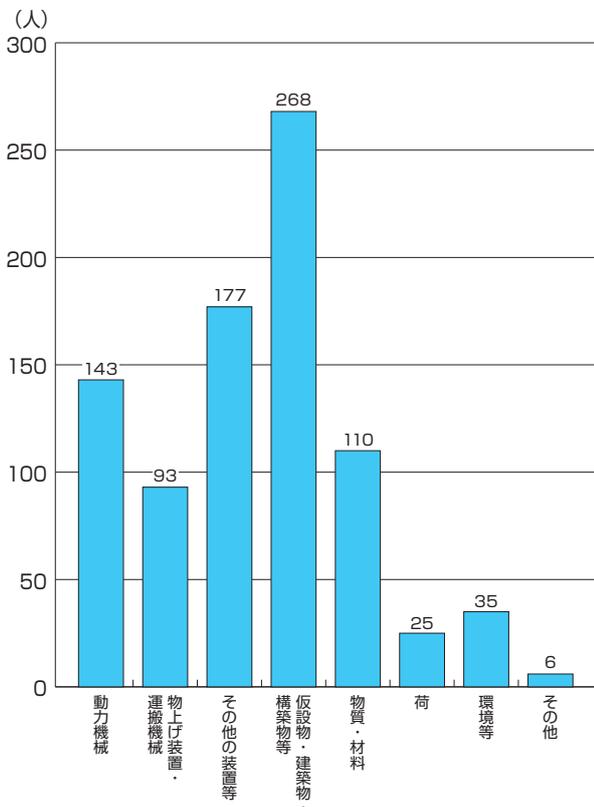




(4)陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業および陸上貨物取扱業) (図5-8)

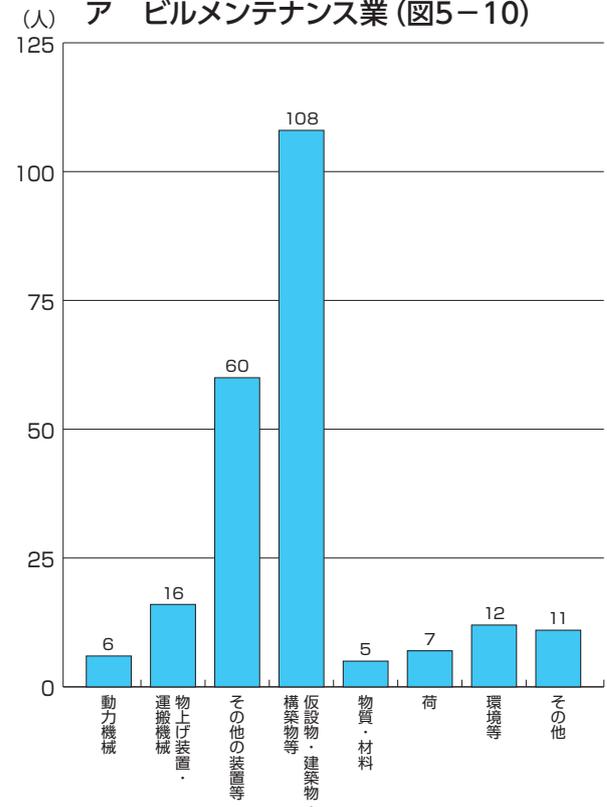


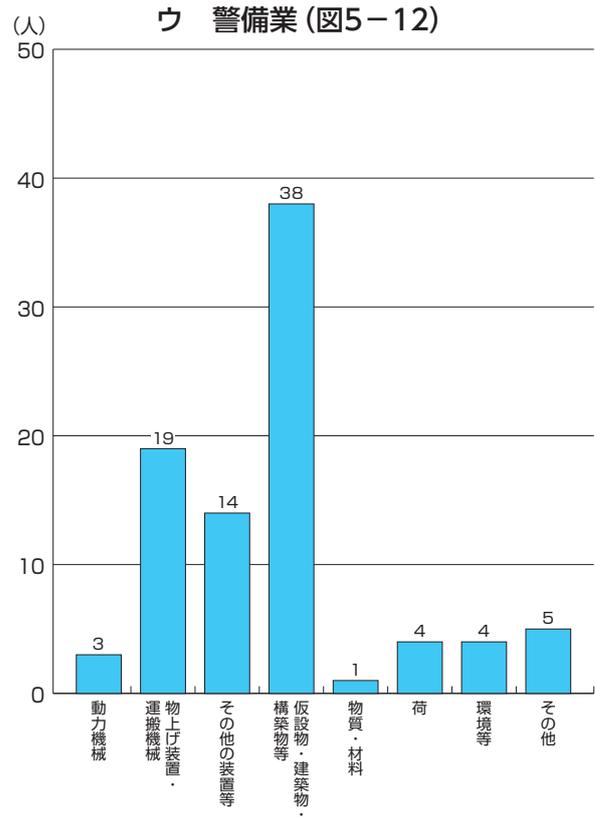
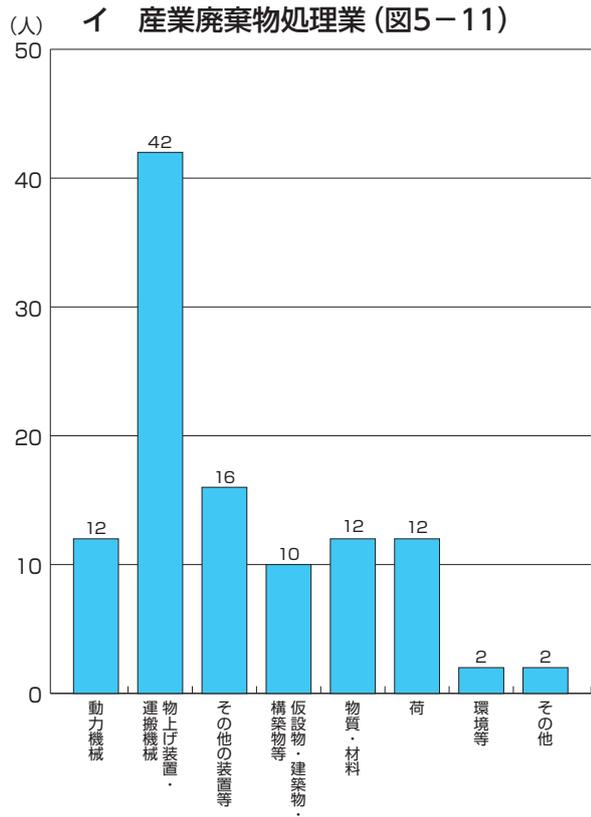
(5)建設業 (図5-9)



(6)災害多発業種

ア ビルメンテナンス業 (図5-10)





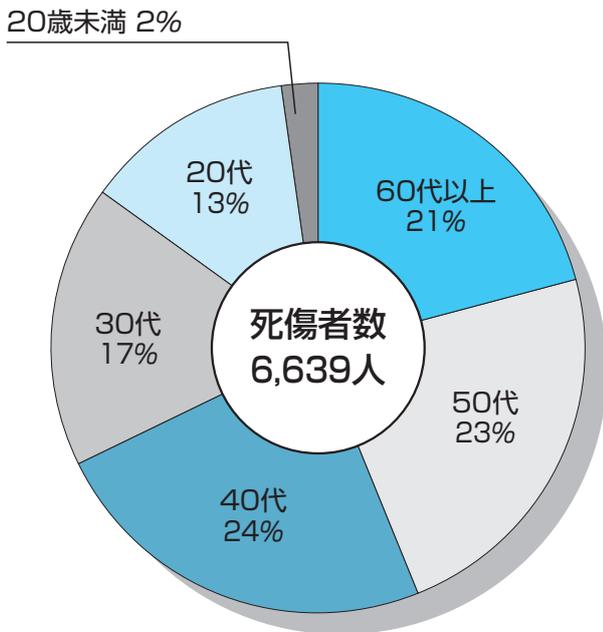
(平成26年 神奈川県労働局労働者死傷病報告)

6 年齢階層別災害発生状況

休業4日以上死傷者数を年齢階層別に見ると、50歳以上の労働者層の災害は全産業で全体の44%を占めています。(図6-1)

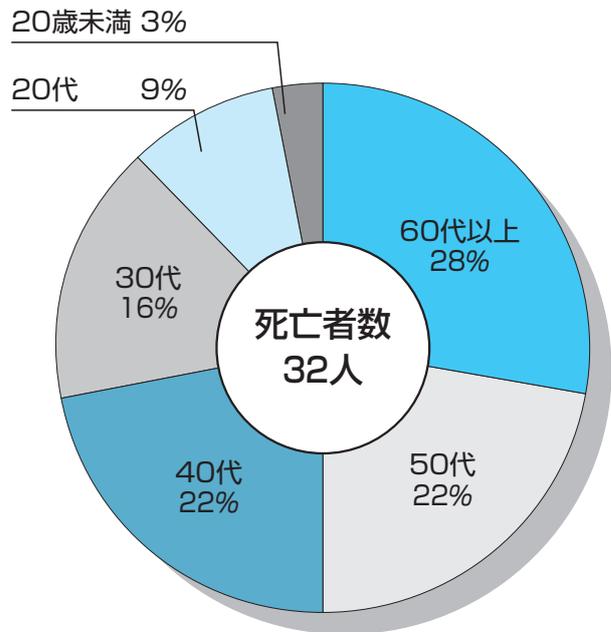
死亡者数の場合は、50歳以上の労働者層の災害は全産業で全体の約50%を占めています。(図6-2)

図6-1 年齢階層別休業4日以上死傷者数



(平成26年 神奈川県労働局労働者死傷病報告)

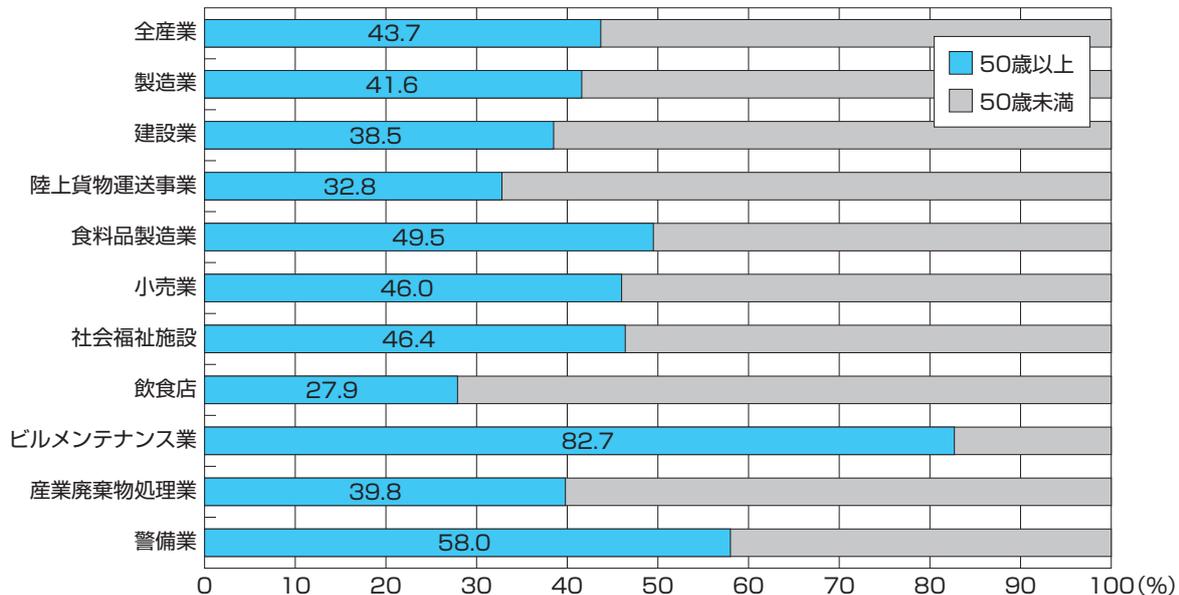
図6-2 年齢階層別死亡者数



(平成26年 神奈川県労働局死亡災害報告)

50歳以上の労働者が全被災者に占める割合を業種別(第12次労働災害防止推進計画の重点業種や平成26年の災害多発業種)で見ると、図6-3のとおりビルメンテナンス業・警備業・食料品製造業において50%以上となっています。

図6-3 業種別50歳以上の労働者の割合

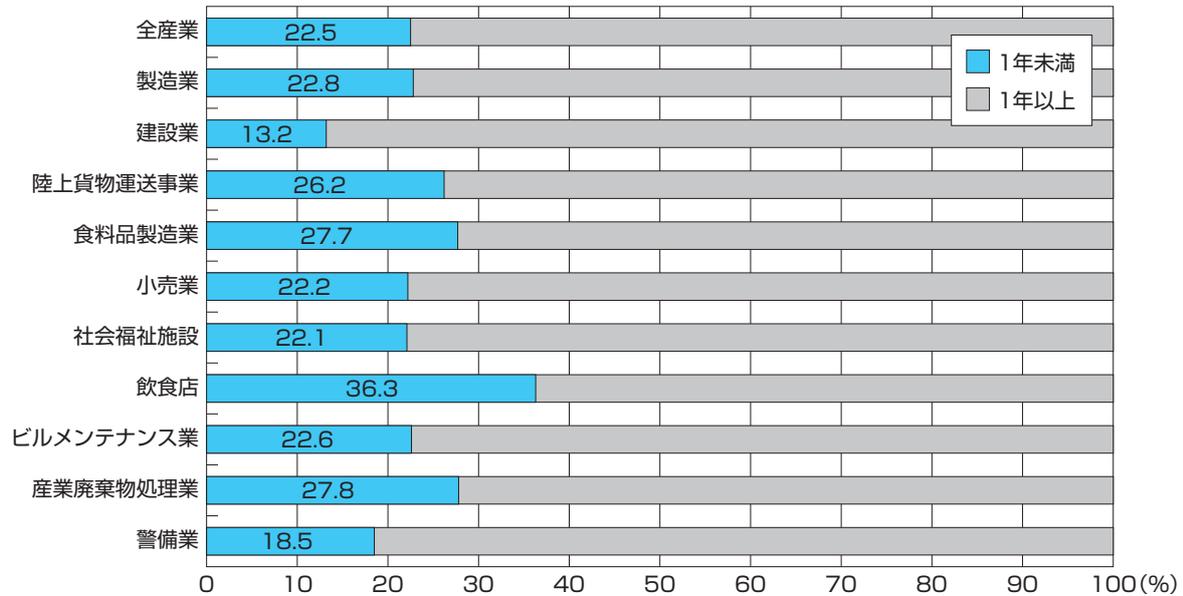


(平成26年 神奈川県労働局労働者死傷病報告)

7 経験年数別災害発生状況

被災者の経験年数が1年未満の全被災者に占める割合を見ると、図7のとおり飲食店、産業廃棄物処理業、食料品製造業、陸上貨物運送事業が全産業平均より高くなっています。

図7 経験年数1年未満の労働者の割合



(平成26年 神奈川労働局労働者死傷病報告)

8 交通労働災害発生状況

交通労働災害による死亡者数の推移は、図8-1のとおりであり、全労働災害による死亡者数に占める交通労働災害の死亡者数の割合は、平成21年に増加した後は減少傾向を示していましたが、平成26年は全死亡者数が大きく減少したこともあり大幅な増加となりました。

過去5年間の交通労働災害による死亡者を業種別に見ると、運輸業が31%で最も多く、次に商業9%、製造業6%、建設業6%の順(図8-2)となっています。

図8-1 交通労働災害による死亡者数の推移

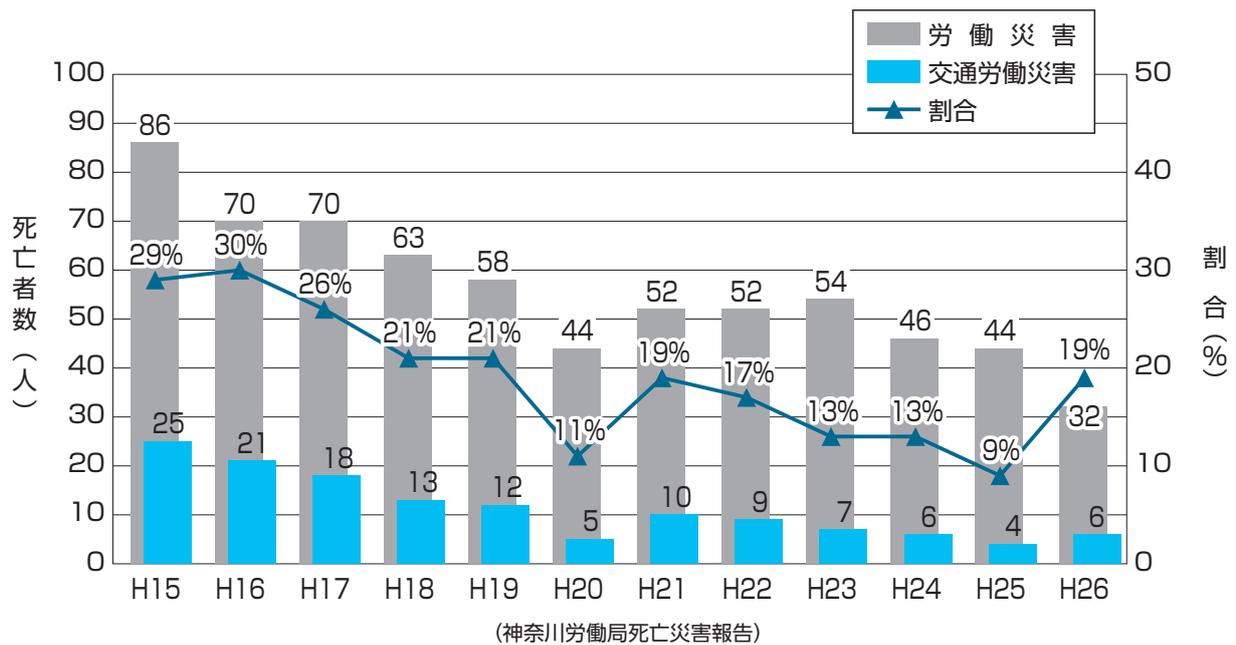
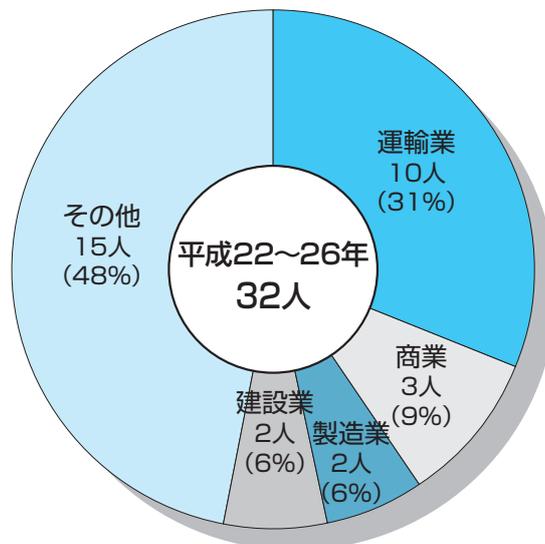


図8-2 業種別死亡者数(過去5年間)



(神奈川労働局死亡災害報告)

※港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

9 業務上疾病発生状況

休業4日以上業務上疾病による件数は、平成26年は557件となって平成23年以降減少傾向を示しています。また、業務上疾病の内訳では、負傷に起因する疾病が475件と最も多く、さらにその多くは災害性腰痛(429件)が占め、昨年度から30件増加しています。(図9-1、9-2)

平成26年の業務上疾病による死亡者数は5人で、内訳は、化学物質による疾病2人、精神障害を端緒とする自殺1人、熱中症1人、その他1人でした。平成22~26年までの5年間で見ると、業務上疾病による死亡者数は35人であり、内訳は、脳・心臓疾患が19人で最も多く、次に熱中症9人、化学物質との接触と精神障害が各3人、その他が1人になっています。(図9-3)

図9-1 業務上疾病者数の年次別推移

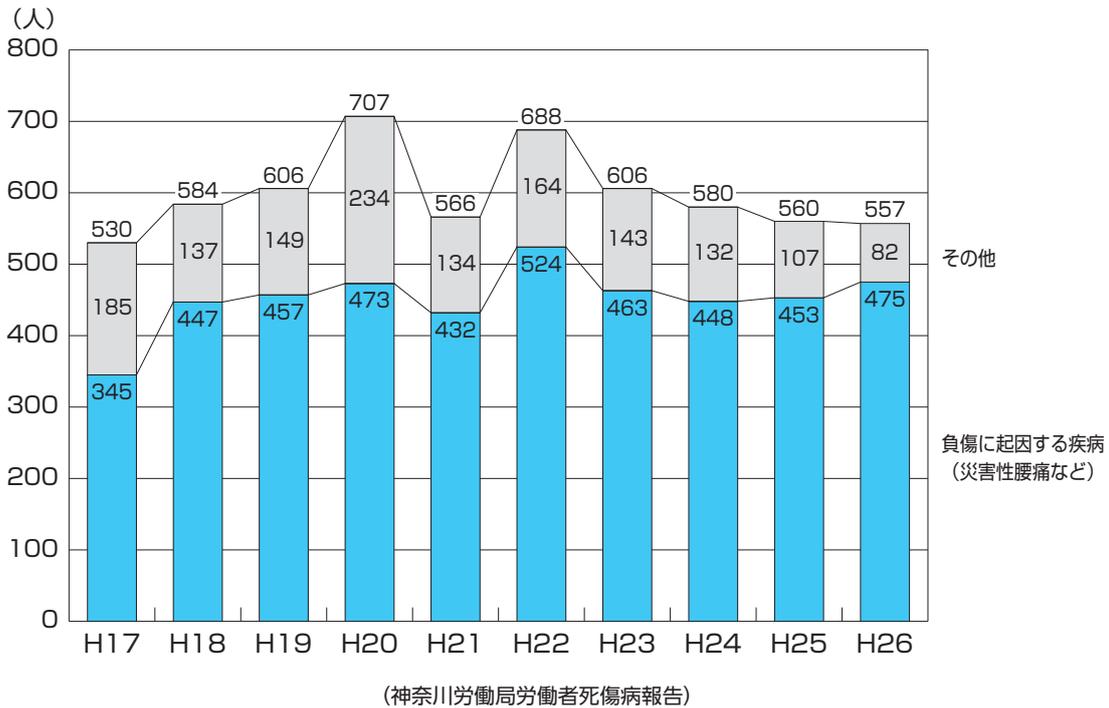


図9-2 その他の業務上疾病の内訳

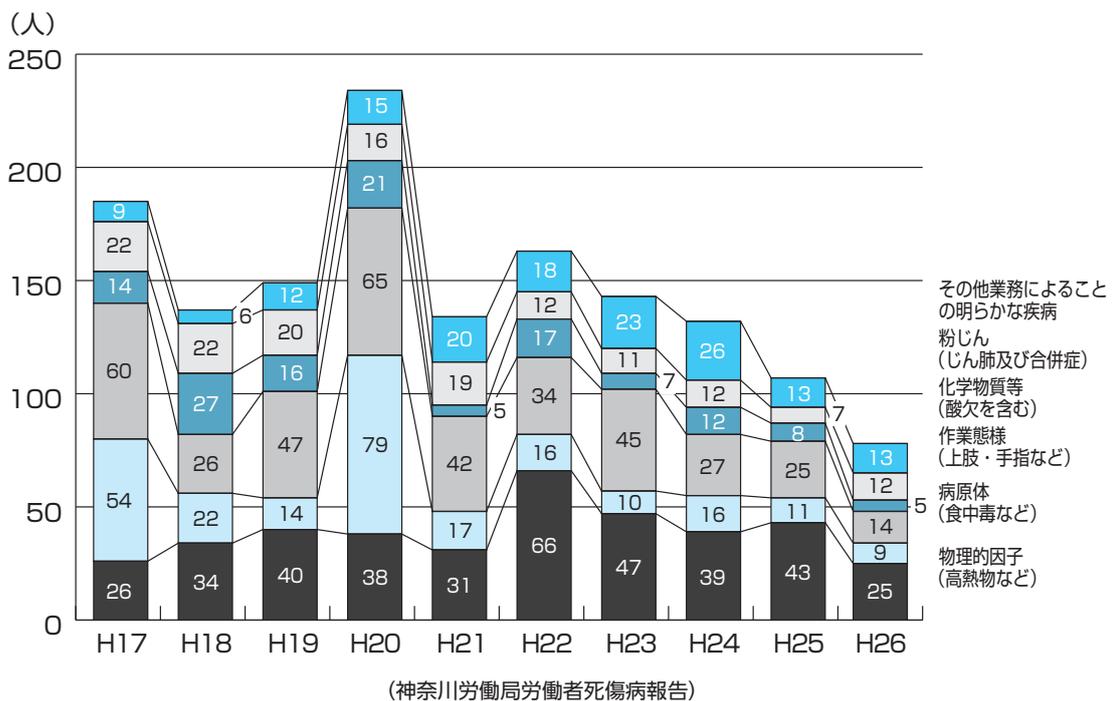
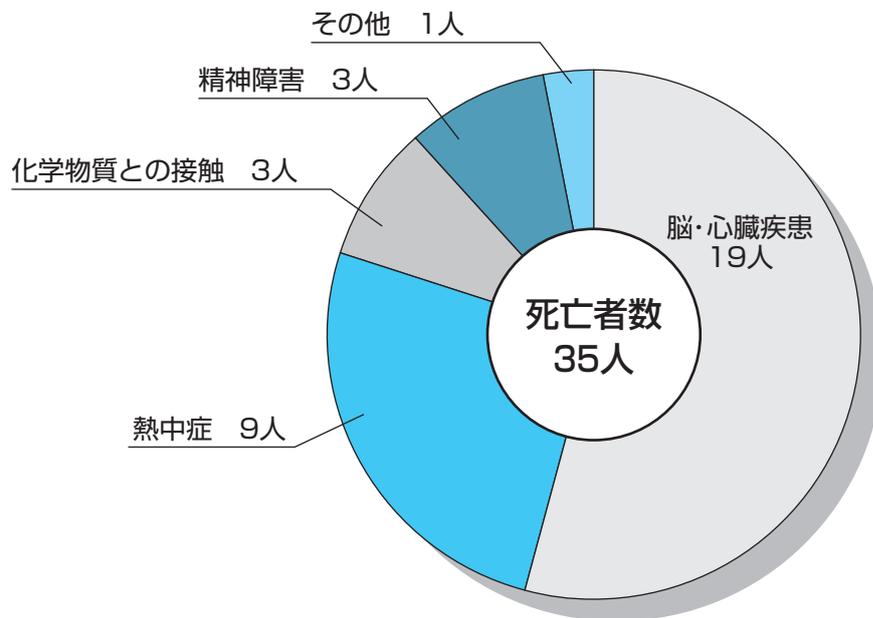
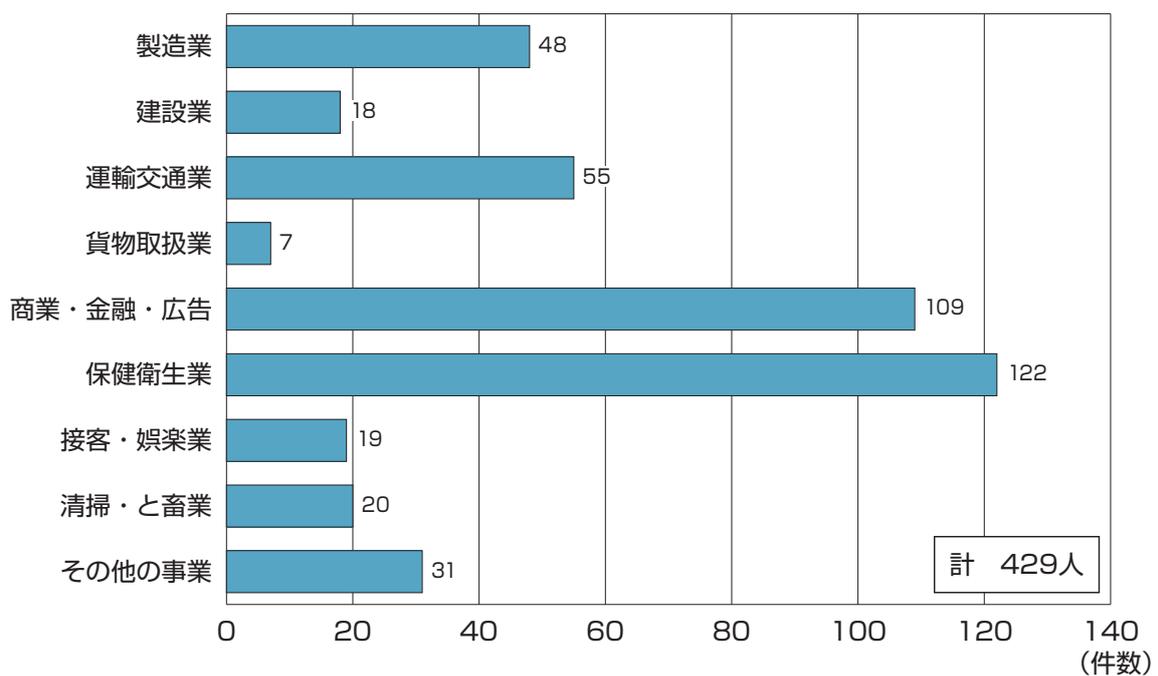


図9-3 業務上疾病による死亡災害(平成22~26年)



(神奈川労働局死亡災害報告)

図9-4 腰痛災害発生状況



(平成26年 神奈川労働局労働者死傷病報告)

10 労災保険給付等状況（脳・心臓疾患および精神障害）

平成25年度の労災保険給付における脳・心臓疾患の請求件数は62件で、その前年度より4件増加しました。（図10-1）また、精神障害等における請求件数は133件で、その前年度より42件増加し、大幅に増加傾向を示しました。（図10-2）

図10-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

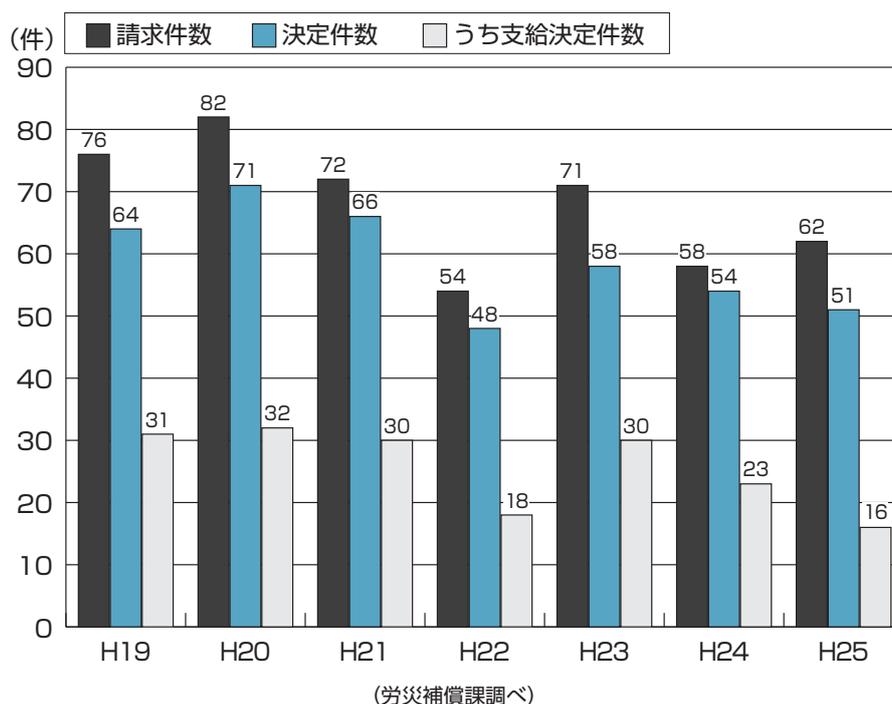
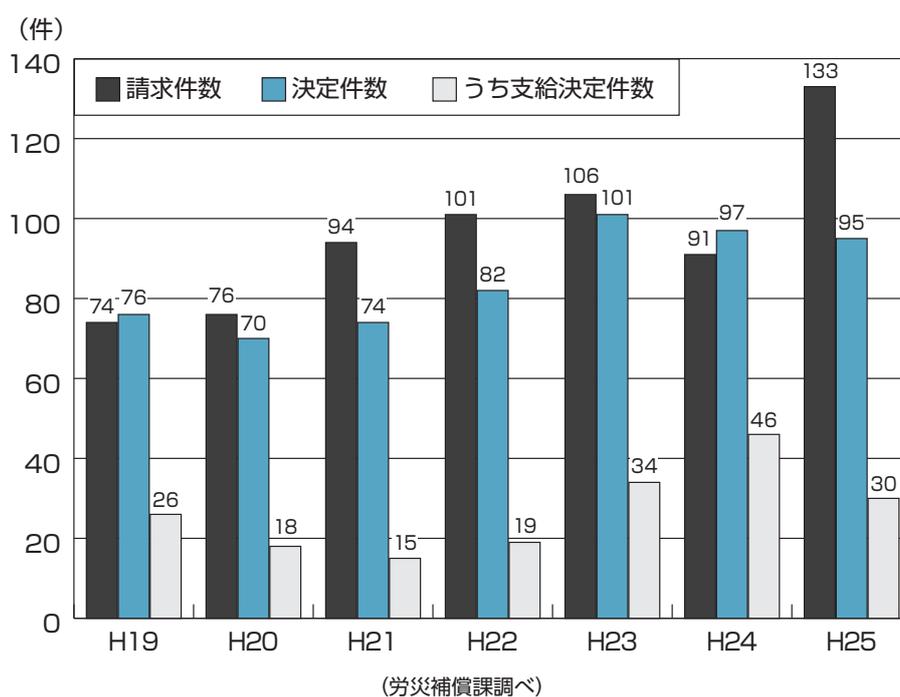


図10-2 精神障害等の労災補償状況

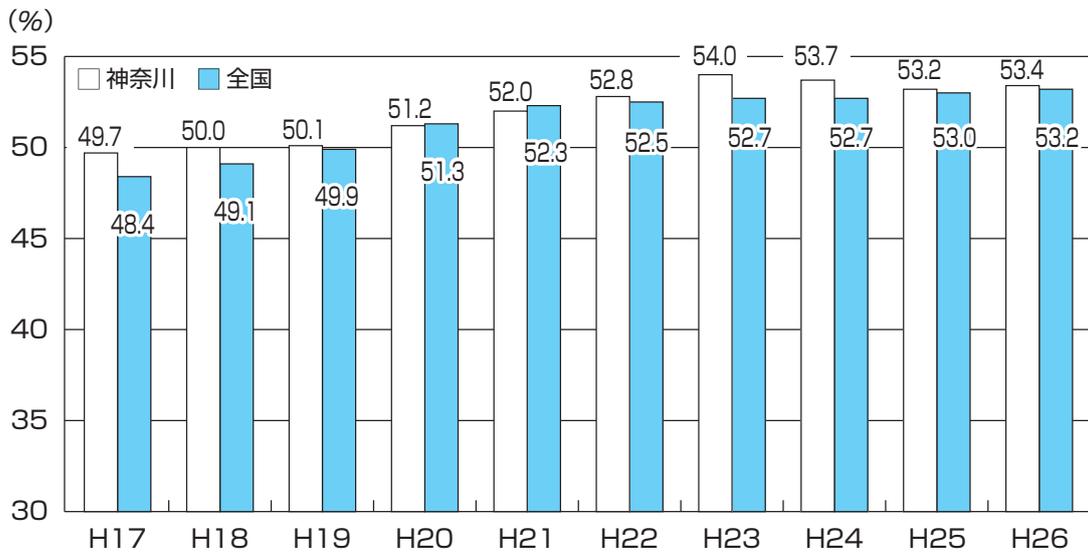


11 健康診断結果

平成26年の健康診断の結果で、何らかの所見のあった者の割合(有所見率)は53.4%であり、平成25年より0.2%増加しました。また、神奈川県は全国の有所見率より0.2%高くなっています。(図11-1)

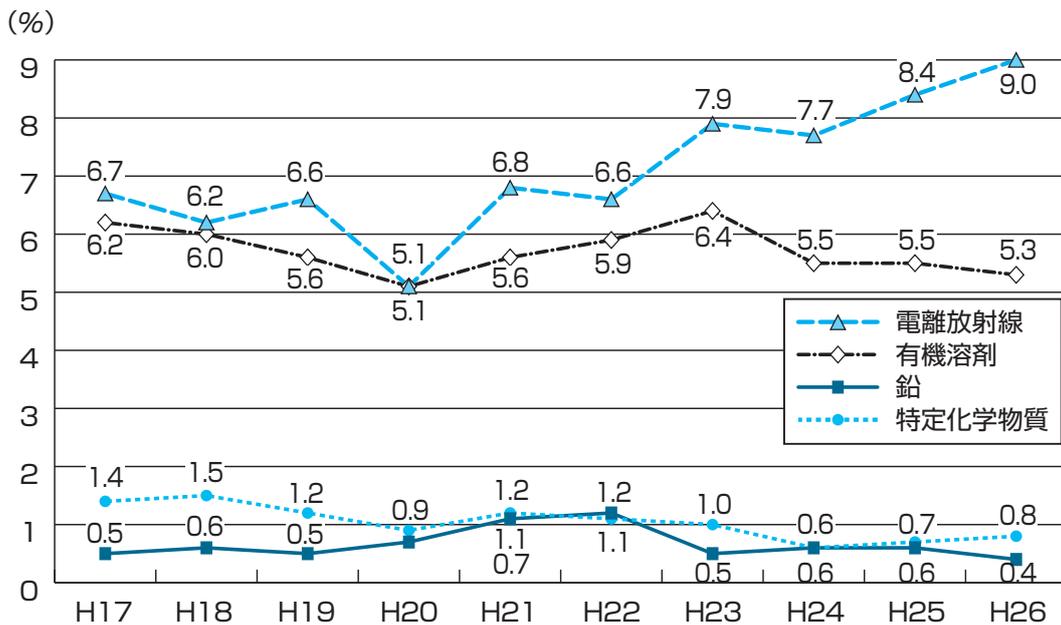
有機溶剤、電離放射線、特定化学物質、鉛業務の有所見率は、電離放射線が上昇しましたが、あとは横ばいでした。(図11-2)

図11-1 定期健康診断有所見者率の推移



(定期健康診断結果報告)

図11-2 特殊健康診断有所見者率の推移



(特殊健康診断結果報告)

12 第12次労働災害防止推進計画の概要

神奈川県労働局 (平成27年5月版)

計画期間

- 平成25年度～29年度 (5か年計画)

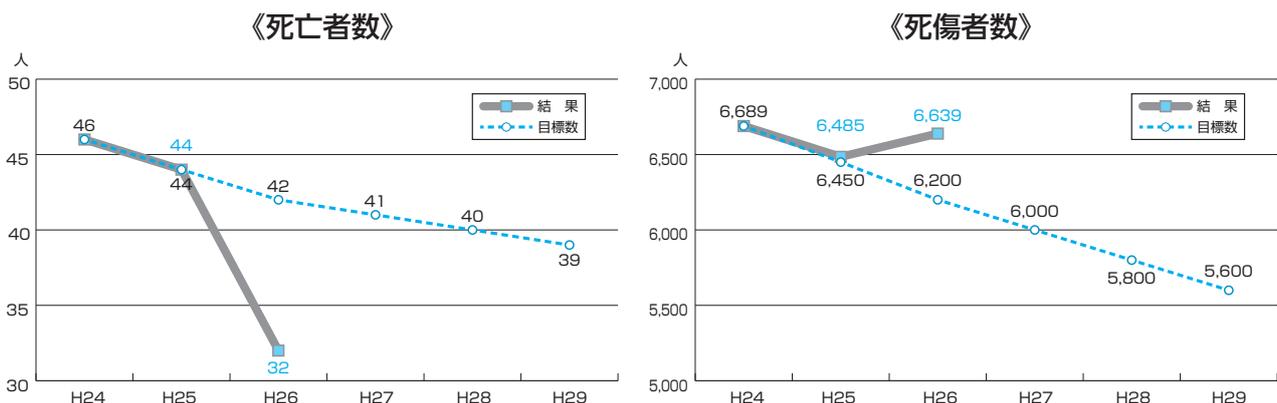
計画の全体目標

- 平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少 (平成24年比)
 - 平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を15%以上減少 (同上)
- 【平成29年最終目標：死亡者数を39人以下、死傷者数を5,600人以下】

4つの重点施策

- I 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
(第11次防期間中の災害発生状況をもとに重点業種・重点対策を決定) → 詳細 P24～P25
- II 行政、労働災害防止団体、業界団体等との連携・協働の強化
 - 関係行政機関、専門家、災害防止団体、業界団体、産業保健機関、との連携・協働
- III 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
 - 経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚
 - 不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動
 - 地域・職域・学校との連携による国民全体の安全・健康意識の高揚
- IV 発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化
 - 建設工事発注者に対する要請、荷主による取組の促進、機械設備の本質安全化の促進

2年目 (平成26年) の目標達成状況



- 死亡者数については、全業種・建設業・製造業とも目標達成し、過去最小値。但し、製造業においては前年比で増加。
- 死傷者数については、多くの業種で増加に転じ、飲食店以外は目標未達成。食料品製造業は大幅増加。目標値とのかい離が最大なのは、社会福祉施設。

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化（具体的対策）

1 重点業種対策

(1)第三次産業対策

① 小売業

- 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした取組（経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、パート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施、バックヤードを中心とした作業場の安全化、労働者の意識改革、高齢者に配慮した設備改善・安全衛生教育の充実等）
- 災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上
- 中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実）
- 小零細事業場に対する集団（商店街、組合等）をとらえた啓発・指導

② 社会福祉施設

- 対象事業場に対する指導・啓発（経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、「腰痛予防」「転倒災害防止」を重点としたパート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施、労働者の意識改革、高年齢労働者に配慮した設備改善・安全衛生教育の充実等）
- 災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上
- 地方公共団体との連携（説明会、研修会の機会の充実）
- 中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実）
- 「職場における腰痛予防対策指針」の周知

③ 飲食店

- 多店舗展開企業を重点とした取組（経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、パート・アルバイト等に対する「転倒災害防止」「切れ・こすれ災害防止」を重点とした安全衛生教育の継続的实施、バックヤードを中心とした作業場の安全化、労働者の意識改革、受動喫煙防止対策の推進等）
- 災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上
- 中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実）
- 小零細事業場に対する集団をとらえた（商店街、組合等）啓発・指導

(2)陸上貨物運送事業対策

- 荷役作業の労働災害防止対策の普及・徹底、「トラックの荷役作業における安全対策ガイドライン」の周知・普及
- 墜落・転落災害の防止、腰痛予防対策を重点とした安全衛生教育の実施の指導
- 経営トップの理解促進、安全衛生管理体制の整備
- 関係災防団体等との連携による啓発・指導
- 荷主による取組の促進

(3)食料品製造業対策

- 経営トップに対する働きかけ
- 安全管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施を指導
- 食品加工用機械の災害防止対策の推進
- 安全衛生教育の継続的实施
- 労働者の意識改善
- 災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上

(4)建設業対策

- 墜落・転落災害防止対策の徹底（リスクアセスメントの実施促進、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置、特に、「より安全な措置」の普及・指導の強化、ハーネス型安全帯の普及促進等）

- 「重機災害」、「崩壊・倒壊災害」防止対策の徹底
- 解体工事、修繕工事の把握と監督・指導の強化
- 自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底
- 雇入時教育、新規入場時教育等の徹底
- 建設業労働災害防止協会神奈川支部・各分会との連携の強化

(5)製造業対策

- リスクアセスメントの実施の促進等、管理体制の整備促進
- 「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点に、機械設備の本質安全化等、災害防止対策の徹底
- 労働者の意識改善
- 中災防、関係災防団体等との連携による啓発・指導

2 健康確保・職業性疾病対策

(1)メンタルヘルス対策

- 中小規模事業場の心の健康づくり計画の策定等の推進
- 職場のストレス要因の把握及び職場の改善
- 職場復帰支援の取組の推進
- 事業場外資源の活用
- 関係団体等との連携

(2)過重労働による健康障害防止対策

- 労働時間の適正な把握管理及び健康管理の徹底
- 長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理の徹底
- 衛生委員会等における調査審議による健康管理の徹底

(3)化学物質対策

- 危険有害性の表示、安全データシート (SDS) の交付制度の普及促進
- 危険有害性情報を活用したリスクアセスメントの実施推進
- 作業環境管理の徹底及び改善

(4)腰痛予防対策

- 「職場における腰痛予防対策指針」の周知・徹底 (社会福祉施設・小売業・陸上貨物運送事業を重点)
- 作業方法の改善
- 腰痛予防教育の徹底等

(5)熱中症対策

- 早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底
- WBGT値 (暑さ指数) の活用等による作業環境管理、作業管理の徹底
- 健康管理等の徹底、及び早めの対処等による重症化の防止

(6)粉じん障害防止対策

- 「第8次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

(7)受動喫煙防止対策

- 受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知・啓発

3 業種横断的取組

(1)リスクアセスメントの普及促進

- 中小規模事業場へのリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム導入促進

(2)高年齢労働者対策

- 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組
- 高年齢労働者に対する安全衛生教育の実施

(3)非正規雇用労働者対策

- パート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施
- 労働者の意識改革

重点対策の目標と推進状況

平成25年・26年の上段は目標値、下段は実績（実績の青字は目標達成を示す）

	業種	種別	平成24年	平成29年 最終目標	平成25年*	平成26年*	平成27年	平成28年	平成29年
災害減少	全業種	死亡	46	15%減少	44 44	42 32	41	40	39
		休業	6,689	15%減少	6,450 6,485	6,200 6,639	6,000	5,800	5,600
	小売業	休業	875	20%減少	840 821	800 859	760	730	700
	社会福祉施設	休業	485	10%減少	470 558	460 545	450	440	430
	飲食店	休業	389	20%減少	370 384	350 340	330	320	310
	陸上貨物運送事業	休業	825	10%減少	810 806	790 848	770	750	740
	食料品製造業	休業	332	15%減少	320 290	310 317	300	290	280
	建設業	死亡	16	20%減少	15 13	14 12	13	12	12
		休業	907	15%減少	880 871	850 857	820	790	760
	製造業	死亡	12	10%減少	11 5	10 8	10	10	10
休業		1,126	15%減少	1,090 1,035	1,050 1,076	1,010	980	950	
健康確保・ 職業性 疾病対策	メンタルヘルス対策	平成29年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を5,000以上とする (平成24年度末の状況：1,308事業場)							
	過重労働による健康 障害防止対策	長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する							
	化学物質対策	平成29年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリス クアセスメント実施事業場数の割合を50%以上とする（平成24年度末の状況： 18.2%）							
	腰痛予防対策	平成24年と比較して平成29年の腰痛による休業4日以上の業務上疾病者数を10%以上減 少させる（平成24年度末の状況：406人）							
	熱中症対策	平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の 職場での熱中症による休業4日以上の死傷者数を20%以上減少させる（前5か年：102人）							

注1)「災害減少」の「種別」欄の「休業」は、「休業4日以上の災害」の略である。

注2)「災害減少」の「平成29年最終目標」欄の「○○%減少」は、「平成24年の災害発生件数に対して平成29年までに、○○%以上減少させる」の略である。

詳しい内容(推進計画本文)については神奈川労働局ホームページ(kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)

のトップページ下段の  (セーフワークマーク) をクリックしてください。



神奈川労働局・各労働基準監督署

13 労働災害と事業者責任

(1) 安全配慮義務

- 安全配慮義務は判例上認められたものです。(昭和50.2.25 最高裁第三小法廷判決・自衛隊八戸駐とん隊車両工場事件「安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの」)
- 事業主がこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任(民法第415条)が問われる
- 労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と規定しています

(2) 事業者等の災害防止責任

① 刑事上の責任

- 労働安全衛生法等の労働法令違反の罪
- 業務上過失致死傷罪(刑法第211条)

② 民事上の責任

- 安全配慮義務(債務不履行責任、民法第415条)
- 不法行為責任(民法第709条)

14 平成26年に発生した死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 労働者数	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 9時頃	土木工事業 1～9名	有害物 有害物等との 接触	マンホール内のピットにおいて下水管の空気抜き弁の交換のためバルブの取り外し作業をしていたところ、吹き出した硫化水素ガスを吸い込んだ4名が中毒となり、うち1名が死亡した。
2	1月 8時頃	建築工事業 1～9名	足場 墜落、転落	足場組み立て作業中に、足場の6層目において資材を滑車を用いて荷揚げしている際に、約11m下の地面に墜落した。
3	1月 10時頃	建築工事業 1～9名	建築物、 構築物 墜落、転落	躯体工事がほぼ終了し、窓のクリーニング作業のため4階庇に脚立を立て窓の外側を清掃中に墜落した。
4	2月 17時頃	輸送用機械器 具製造業 30～49名	トラック はさまれ、 巻き込まれ	積載荷重10tの大型トラックを塗装用ブースに移動するため発進させたところ、塗装のマスキングの状態を確認するため左後輪付近に居た被災者を轢いたもの。
5	2月 14時頃	家具・装備品 製造業 100～299名	その他の一般 動力機械 はさまれ、巻 き込まれ	圧縮成型機を使用してウレタン製ソファの中身を成型する作業中に、同機械に上半身をはさまれたもの。
6	3月 8時頃	道路貨物運送業 10～29名	トラック 墜落、転落	被災者は、個人住宅建設現場に据え付けるユニットバスの部材を2tトラックで搬入し、荷卸し作業中に高さ1.2mの荷台から墜落したもの。
7	2月 11時頃	建築工事業 10～29名	開口部 墜落、転落	3階建ビルの改修工事において、内装材の撤去作業中の被災者がエレベーター設置予定箇所の開口部から1階に墜落し、搬送先の病院で事故から約3週間後に死亡したもの。開口部には覆いがあったが何らかの理由により外れて墜落したものである。

番号	発生月 発生時刻	業種 労働者数	起因物 事故の型	発生概要
8	3月 14時頃	建築工事業 10～29名	足場 墜落、転落	足場組立作業中に部材を持って、幅25cmの足場板上を移動の際に約5.5m下に墜落したものの。
9	5月 7時頃	道路貨物運送業 10～29名	トラック 交通事故 (道路)	鋼板コイル6本(重量22t)を積載したトレーラーを運転し、県道の長い下り坂を走行中にブレーキが利かなくなり、前方のバイクや軽トラックを避けようと左に急ハンドルをきったところ、左側の壁に激突して横転したものの。
10	5月 9時頃	食料品製造業 50～99名	建築物、構築物 墜落、転落	階段踊り場を清掃中に、突然開いた扉に激突されて階段を2m弱転落したものの。事故2日後に病院にて死亡。
11	3月 18時頃	道路貨物運送業 50～99名	トラック 交通事故 (道路)	被災者は荷物を配達するため、片側1車線の道路左側に配達車両を駐車させ、反対車線側にある配達先に向かうために配達車両の前方付近から道路を横断したところ、後方から来たトラックに轢かれたもの。
12	3月 7時頃	その他の事業 30～49名	建築物、構築物 おぼれ	港湾係留施設築造地工事に伴い現地に赴いていたところ、構造物を台船から引き出す作業中に構造物が倒れ、構造物上にいた被災者が海に投げ出されたもの。
13	6月 10時頃	建築工事業 10～29名	足場 墜落、転落	足場の解体作業中に、引っ掛かっていた解体ユニットが外れたはずみでバランスを崩して22.6m下の地上に墜落したものの。
14	7月 11時頃	建築工事業 1～9名	通路 墜落、転落	8階建ビルの解体工事現場において、7階の解体作業場から外部足場のタラップを使用して地上に降りる際に、躯体と外部足場の幅約85cmの隙間から墜落したものの。

番号	発生月 発生時刻	業種 労働者数	起因物 事故の型	発生概要
15	7月 12時頃	建築工事業 10～29名	高温・低温環境 高温・低温の 物との接触	解体工事に従事していた被災者が、昼休みに入る際に、「気分が悪い」と言って現場を離れ、病院に搬送されたが熱中症により死亡した。
16	7月 11時頃	窯業土石製品 製造業 100～299名	その他の危険 物、有害物等 有害物等との 接触	加熱炉の材料調合場において、原料ホッパー内の残量確認作業中、当該ホッパー内に落とした懐中電灯を拾うため内部に降りたところ、自力で出られなくなり、1時間後に救出された。その間、ホッパー内の原料である重クロム酸カリウムに接触、中毒症状を発症して事故発生から約3週間後に収容先病院で死亡した。
17	8月 13時頃	窯業土石製品 製造業 30～49名	トラック はさまれ、 巻き込まれ	建設現場にコンクリートを納入するため、現場横の斜面にミキサー車を駐車させて、当該車両の後方でポンプ車への投入準備作業をしていたミキサー車の運転者が、後退してきたミキサー車とポンプ車との間にはさまれたもの。
18	5月 15時頃	輸送用機械器 具製造業 300名	産業用ロボット はさまれ、 巻き込まれ	産業用ロボットに材料を投入する作業中に産業用ロボットの稼働範囲内に立ち入り、産業用ロボットと製品との間に挟まれたもの。事故から約3か月後に入院先の病院で死亡した。
19	8月 13時頃	その他の事業 1～9名	トラック 交通事故	客先との打ち合わせ後にバイクで帰社途中、Uターンをしようとしたトラックに巻き込まれ、搬送先の病院で2日後に死亡したものの。
20	8月 9時頃	建築工事業 10～29名	階段、さん橋 墜落、転落	5階建てマンションの補修工事において枠組み足場組み立て中に休憩のため被災者が4層目から3層目へ、ハッチ式布板に付属しているタラップで降りている際に、約5mの高さから足場外部に墜落したものの。
21	9月 15時頃	建築工事業 1～9名	その他の仮設 物、建築物、 構築物等 飛来、落下	ブロック塀の解体作業を行っていた脇で、別作業である単管ベース金具を外していた被災者にブロック塀が倒れ落ちたもの。高さ2mのブロック塀を高さ1.2mの位置で切り離し、上部を作業場側に引き倒す作業中であった。

番号	発生月 発生時刻	業種 労働者数	起因物 事故の型	発生概要
22	9月 14時頃	一般機械器具 製造業 100～299名	ボール盤、フ ライス盤 飛来、落下	フライス盤のエンドミルに付着した切削油を払うために、回転数を上げたところエンドミルが外れ、付近を通行していた被災者の頭部に当たったもの。
23	10月 10時頃	その他の事業 10～29名	地山、岩石 崩壊、倒壊	仕事の衣装に着替えるため事業場内の建屋に入ったところ、台風による大量の降雨による地滑りのため建物裏の斜面が崩壊して建屋が押しつぶされ、下敷きとなったもの。
24	11月 11時頃	建築工事業 10～29名	足場 墜落、転落	外部足場の解体作業中、鳶工の労働者が6層目の作業床上で建地単管パイプを引き抜いた際、バランスを崩し敷地外の道路上へ9.65m墜落したもの。
25	11月 2時頃	その他の製造業 50～99名	コンベア はさまれ、 巻き込まれ	自動搬送機の運転中に、インターロックがしてある扉を解除せず、緊急停止ボタンも押さずに、安全柵の中に入り込んで、自動搬送機の上から降下してきたアームとセンサーの間にはさまれたもの。
26	11月 13時頃	農業 1～9名	はしご等 墜落、転落	個人住宅の庭木の剪定作業中に脚立から墜落したもの。
27	10月 13時頃	その他の事業 50～99名	乗用車、バス、 バイク 交通事故 (道路)	社外研修の帰りに高速道路においてガードレールに激突したものの。同乗していた同僚1名も負傷した。
28	11月 13時頃	土木工事業 50～99名	掘削用機械 転倒	深さ3mまで掘削した一次掘削面の床掘りを行うため、一次掘削面までの斜路をドラグショベル(0.066㎡)で移動している際に転倒しアームの下敷きになったもの。

番号	発生月 発生時刻	業種 労働者数	起因物 事故の型	発生概要
29	8月 18時頃	教育・研究業 300名～	トラック 交通事故 (道路)	海外出張中に新製品立上の夕食会に参加するため事業場が手配した車で移動する際、反対車線を走行してきたトラックがセンターラインを越えて飛び出して来たため衝突し、後部座席に居た被災者が死亡したものの。
30	12月 14時頃	清掃・と畜業 100～299名	乗用車、バス、 バイク 激突され	出張先での作業を終えて帰宅のため出張先の駐車場を横断中に来場してきた車と接触したものの
31	12月 14時頃	卸売業 10～29名	トラック 交通事故 (道路)	首都高速道路をトレーラにて通行中にジャンクション手前の左カーブに進入した際に右側の側壁に衝突したものの。
32	2月 0時頃	その他の事業 300名～	起因物なし その他	業務に係る精神的負荷により自殺した。

15 平成26年に発生した重大災害の概要 (安全関係)

番号	発生月 発生時刻	業種 被災者数 (被災程度)	起因物 事故の型	発生概要
1	3月 13時頃	建設業 休業6名	化学設備 火災高熱物	重質油脱硫分解装置の定期点検工事中、反応塔内部のセグメントカップライザーを取り外すためグラインダー作業をしていた際に火災となったもの。
2	2月 13時頃	製造業 休業3名	電気設備 電気	工場建屋の変圧所内において、低圧側(200V)の電圧測定をしようとしていたところ、誤って高圧側(3300V)に絶縁抵抗計をあてたことによりスパークが生じ、当該作業に従事していた作業員1名の他、隣で手元作業等を行っていた作業員2名も顔及び両手を火傷した。
3	4月 9時頃	製造業 休業3名	乗物 交通事故	機械メンテナンスのため社有車で移動中、交差点で信号待ち停車していた時に後方から来た車両に追突されたもの。
4	6月 18時頃	建設業 死亡3名 休業4名	乗物 交通事故	化学工場の定修工事が終了し、7名でワゴン車に同乗して帰社途中、首都高速(横浜市内)でスリップして側壁に接触し、停車中の中型車後部に追突した。(現場所在地が県外のため、死亡件数は他局の件数となる。)
5	8月 16時頃	保健衛生業 休業3名	乗物 交通事故	客先へ車で向かう途中、信号の無い交差点を直進していた際に、右方向から一時停止せずに来たバイクが運転席右側に衝突し、ハンドルを取られて道路左側にある店舗の入り口の柱に激突したものの。
6	8月 6時頃	建設業 休業3名	乗物 交通事故	調査等に向かう途中、渋滞で停車していた際に、後方から来た大型貨物車が後続の車に追突し、玉突きにより追突されたもの。
7	9月 9時頃	建設業 不休3名	乗物 交通事故	工事用機械を普通貨物車に積んで首都高を走行中、車線変更をする際に運転を誤り右側側壁に衝突したものの。
8	9月 16時頃	建設業 死亡1名 不休3名	乗物 交通事故	悪天候のため作業が中止となったので、現場から会社へ向け、首都高湾岸線を走行中に車の後輪がスリップして中央分離帯ガードレールに接触後、更に左側防音壁に衝突したものの。

16 平成26年に発生した重大災害の概要(労働衛生関係)

番号	発生月 発生時刻	業種 被災者数 (被災程度)	起因物 事故の型	疾病名等	発生概要
1	1月 9時頃	土木工事業 死亡1名 休業1名 不休1名	有害物 有害物等との 接触	硫化水素中毒	マンホール内のピットにおいて下水管の空気抜き弁の交換のためバルブの取り外し作業をしていたところ、吹き出した硫化水素ガスを吸い込んだ4名(うち1名は代表者)が中毒となった。
2	4月 13時頃	建設業 不休4名	有害物 有害物等との 接触	一酸化炭素中毒	休憩時間中に資材小屋内において、ガソリンエンジン式発電機の排気ガスで暖をとっていたところ、労働者4名が一酸化炭素中毒となり気分が悪くなった。
3	5月	社会福祉施設 休業7名	その他の 起因物 その他	疥癬	施設利用者12人が疥癬と診断された後、施設職員7人が次々と身体の痒み及び発疹があらわれ、疥癬と診断された。
4	6月 23時頃	建築工事業 休業3名	有害物 有害物等との 接触	一酸化炭素中毒	夜間店舗改装工事において、作業用電源確保のための発電機を店舗内に置いて稼働させ、換気のために扇風機で発電機から開放された出入口扉方向に向けて風を送っていたが、労働者3名が一酸化炭素中毒となり体調が悪くなった。
5	6月	医療保健業 不休6名	その他の 起因物 その他	結核	救急搬送されてきた患者から結核菌群/PCR陽性との診断結果が出たため、労働者に対して健康診断を実施したところ、6名の労働者が結核菌群/PCR陽性と診断された

神奈川県労働局労働基準部

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 8F

監督課 045(211)7351 FAX 045(211)7360

安全課 045(211)7352 FAX 045(211)0048

健康課 045(211)7353 FAX 045(211)0048

賃金課 045(211)7354 FAX 045(211)7360

労災補償課 045(211)7355 FAX 045(211)7370

労働基準監督署一覧

署名	管轄区域	郵便番号	住所	電話番号
横浜南労働基準監督署	横浜市(中区,南区,磯子区,港南区,金沢区)	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階	045-211-7375
鶴見労働基準監督署	横浜市(鶴見区)※扇島の「川崎南管轄」を除く	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-501-4968
川崎南労働基準監督署	川崎市(川崎区,幸区), 横浜市鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1271
川崎北労働基準監督署	川崎市(中原区,宮前区, 高津区,多摩区,麻生区)	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	044-820-3181
横須賀労働基準監督署	横須賀市,三浦市,逗子市, 三浦郡葉山町	238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
横浜北労働基準監督署	横浜市(西区,神奈川区,港 北区,緑区,青葉区,都筑区)	222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	045-474-1252
平塚労働基準監督署	平塚市,伊勢原市,秦野市, 大磯町,二宮町	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615
藤沢労働基準監督署	藤沢市,茅ヶ崎市,鎌倉市, 寒川町	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-23-6753
小田原労働基準監督署	小田原市,南足柄市,足柄 上郡,足柄下郡	250-0004	小田原市浜町1-7-11	0465-22-7151
厚木労働基準監督署	厚木市,海老名市,大和市, 座間市,綾瀬市,愛甲郡	243-0014	厚木市旭町2-2-1	046-228-1331
相模原労働基準監督署	相模原市	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-752-2051
横浜西労働基準監督署	横浜市(戸塚区,栄区,泉区, 旭区,瀬谷区,保土ヶ谷区)	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井 1-7保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311

